

可読物便郵種三第回六十二月二年七廿法明

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VII. JULY, 1901.

VOL. XIV.

明治廿一年五月創刊

明治三十四年

監獄協會雜誌

七月二十日發行

每月一回二十日發行

第 拾 四 卷

第 七 號

監 獄 協 會 發 行



第拾四卷第七號目次

○會說……………(一頁)
 ●協會事務に對する世人の懸想
 ○論說……………(三頁)
 ●免囚保護(六月八日於監獄茶話會)
 ●生江孝之氏よりの來東
 ●萬國監獄會議報告(第二)
 ○外國通信……………(三六頁)
 ●伊東忠恭氏よりの通信
 ●生江孝之氏よりの來東
 ○雜錄……………(四八頁)
 ●アスバイン氏の犯罪心理的觀察……………(別天) 生
 ●控訴院長、檢事長會議に於ける清浦司法大臣の訓示演說
 ●監獄建築施行順序並に費額内譯等に就て
 ●監獄收入増加之日曜日休役に就て
 ○統計……………(五五頁)
 ●司法部監獄局第一回監獄統計年報を讀んで、芙蓉生
 ●明治卅四年五月々末全國在監人員表
 ●明治卅三年中新受刑囚人飲酒習慣調査表
 ○時々のくさ……………(六〇頁)
 ●數十件
 ○通信……………(六二頁)
 ●數件
 ○批評……………(六五頁)
 ●書……………(六八頁)
 ●數件
 ○雜報……………(八四頁)
 ●數十件
 ○會報廣告……………(數件)

第拾四卷第六號目次

○會說……………(一頁)
 ●金子男を送りて清浦新法相を迎ふ
 ●監獄統計に就て
 ○論說……………(四頁)
 ●萬國監獄會議報告書
 ●「バルチヨン」氏式個人識別法(承前)……………(法學士 岡田朝太郎 印南於菟青稿)
 ●不肖少年に關する監獄問題 其三……………(上田芙蓉生稿)
 ●監獄作業調査に關する工業協會の決議書を讀む
 ○雜錄……………(三五頁)
 ●日本工業協會の監獄工業決議書
 ○統計……………(三七頁)
 ●明治三十四年四月末日全國在監人員表
 ●明治三十四年四月末日全國囚人刑名別
 ○時々のくさ……………(四一頁)
 ●數十件
 ○通信……………(四五頁)
 ●釧路地方部茶話會概況
 ●空知分監第十二回茶話會(四六居士稿)
 ●香川縣聯合府縣教師會議
 ○雜報……………(四八頁)
 ●數件
 ○新著批評……………(五八頁)
 ●書……………(五九頁)
 ●數件
 ○監獄法令……………(七三頁)
 ●數件
 ○雜報……………(八五頁)
 ●數十件
 ○會報廣告……………(數件)



歐典トーピアモ獄監房分範模國普
 (者繼後翁子ーロク)氏スーグリチ

繪興會印行

監獄協會雜誌第十四卷第七號

(明治三十四年七月二十日發行)

會 說

○協會事業に對する世人の誤想

犯罪は實に是れ社會の仇敵なり此の仇敵を剷滅せむが爲めには獨り國家の之に當るを要するのみならず社會民衆の舉つて不貞分子を排除せむことに努めざる可からず此の故に吾人同志の協會なるもの茲に形成せらる創始以來年所を閲すること十有餘年なりと雖も而かも犯罪防遏の効績を擧ぐる能はず年々歳々文明の進運は益々犯罪の民をして多からしむるの狀況あるは吾人の苟かに自から顧みて惶怍たらしざるを得ざる所なり然りと雖も他日將さに斯事業に向つて大に爲すあらんとするの曠志や漸くにして吾人同志者の認識する所となり其の勢力範圍を擴張せんとするに至れるはまた社會事業の爲め喜ぶべきの現象なりとす

然るに頃々聞く所に依れば往々にして吾人同志の協會を目するに或宗教の機關たりと爲す者あり是れ少なくとも誤想に屬するものにして苟くも至黷以て犯罪防遏

事業に力を効さんと欲する者は悉く是れ吾人の同志にして其の宗派の如何と學派の如何と社會階級若くは業種の如何は敢て問ふ所に非ざるなり殊に一宗派の機關と爲すが如きは輕妄事實を愆るものにして從來の慣習を詳知する者は悉くは其の之れなきを信するに難からざるべし固より監獄は囚人の改過遷善を計らむが爲めに重大なる職責を有するの教誨師を置き且教誨感化は宗教に依るの利なるが爲めに東西本願寺派遣の僧侶を以て此の任に當らしむるは事實なりと雖も何人も之を以て直に監獄問題と宗教問題とを同一視するものは非ざるなり異鴨事件に際してや我輩は須らく緘黙の徳を守りたりき是れ實に我輩の宗教問題と認めたるに依ればなり一監獄の教誨師は如何なる宗派より撰擇するを要すべきかは固と是れ絕對の問題に非ずして個人の學識性行經驗に關する相對の問題に過ぎざるを以て吾人敢て茲に容喙するを好まざりしに依るのみ現任教誨師の殆んど全部は佛教者なるを以て吾人は一層此等の教徒と共に相提携し以て囚人の感化保護に力を効さむことは眞に吾人の希望にして將來愈々益々兩者の間を輯睦ならしむるの時機に際するも我輩は實に宗教の機關として本會を利用するものなりとの輕言に對しては豫め今より之を辯疏せざるを得ず或は若し夫れ不肖少年の感化免囚の保護等に從事

する耶蘇教徒と相聯絡したるの事實ありと雖も之を以て宗教の機關と爲すは誤認の甚だしきものと謂はざるを得ず我輩の眞意とする所は會則の明定するが如く一言以て蔽へば犯罪防遏の方法及事業に向つて研究を施し多少の微力を注がむと欲するのみ宗派の何れに屬するを問はず眞に吾人と志を同じふする者は協會事業上に於ける知己のみ朋友のみ亦何ぞ他を顧みむ然るに往々此點に於て本會を誤認し將來の事業上に著しき影響を被らむことを惧れ今日茲に辯疏するの必要あるを以て特に一言し以て吾人の意見を表白すること爾り

論

説

○免囚保護

六月八日於監獄茶話會

ドクトル、クルーゼン述

小秋元三八吉口譯

免囚保護は刑事政畧の一部に屬し其目的及手段を均ふするの點より社會政策と密接の關係を有す社會政策は下級社會の生活上並に道德上の位置を高め以て社會の

階級を平等ならしめんとし刑事政界は犯罪を撲滅せんとし犯罪を撲滅するには犯罪の原因を除去するか或は甚くとも之を減少せしめざるべからず犯罪の原因は主として社會上の關係に基くものにして純然たる個人的原因犯罪的天性意志の薄弱等の爲めに犯罪に陥るもの極めて甚く犯罪者の多數は生活に困難なる下層社會の人民にして病氣經濟上の激動大酒精神病遺傳生殖器病等の爲めに勞働力不能となりしこと及孤兒小兒に對する不完全なる監督小兒をして早くより營利の仕事に従事せしむること不紀律なる家庭に雜居して不貞の模範を示すこと等が犯罪の重なる原因なり故に犯罪を感化するよりは先此等の原因を除去すること更に必要なり以上の感念か世人一般に承認せらるゝ迄には實に長日月を要費せり蓋し世人は近來まで犯罪に對しては完全なる刑罰主義を勵行し可成多數の分房を有する大なる監獄を建築するを以て能事終れりとの感念を抱き刑事政界上單に刑罰執行のみを主張せり然るに始めて刑事社會學派及其領袖たるリスト、ブリンヌ、ハーメル等は罰するよりは寧ろ豫防するに如かず拘禁制度の論争よりは寧ろ下層社會の位置を改良するに如かずとの意見を主張せり爾來刑事政界の範圍は著しく社會政策の方面に向て延長せり例へば下層社會の完全なる教育及養育住居問題酒精濫用の豫防老

者病者及勞働不能者の保護の如き之れなり

再犯豫防の目的を達するは刻下の急務なり然れども完全に之か目的を達すること頗る困難なり我禁錮監及懲役監に於ける多數の在監人をして一度刑の執行とは受くるや翻然として改悟し滿期後再び法律に觸るゝ如きことなき者のみならしめは各聯邦に存在する囚人監の多數は恐らくは直ちに閉監するに至るべし然れども斯る種類の囚人は僅かに其百分の一に過ぎずして懲役監に於ける囚人は大半は初犯後更に裁判官の手敷を煩はし結局監獄に於て其命を終る者なり千八百九十八年八月一日より千八百九十九年三月三十一日迄に宇國懲役監へ新に收容せられたる男囚人四千九百五十四人あり其中前科ある者四千三百二十七人(百分の八十七)三犯以上の者三千四百七十人(百分の七十)既に一年以上の自由刑に處せられたる者二千六百八十一人(百分の五十四)ありき既に前科ある懲役囚は再犯の危險如何に多きかは左に之を述ふべし

千八百九十四年十月一日以來クローネーの獎勵に基き宇國懲役囚に於ては懲役監禁錮監或は勞役所懲治的附加刑に於て甚くとも三回處刑せられたる懲役囚に對し其身分入監前の生活及身上の關係を明瞭に記載したる特別の票を作れり千八百九

十四年十月より千八百九十八年三月三十一日に至るまで三年餘に以上の票により計算せられたる懲役囚の總數は二萬千三百四十九人あり其内既に三回乃至五回の自由刑に處せられたる者六千百十七人六回以上十回自由刑に處せられたる者八千八百一人十一回以上三十回自由刑に處せられたる者六千十二人三十回以上自由刑に處せられたる者四千十六人にして其内二萬三十人は懲役監の官吏より出獄後再犯の恐れありと認定せられ七百三十一人は再犯するや否尙疑はしき者にして五百二十六人は全く再犯の恐れなきものにてありき

各種の囚人の總數を基礎とする日本統計に従へば千八百九十八年には有罪の確定判決を受けたる者は八万七千八百八十九人中再犯者四万三千二百九十六人ありき故に再犯者は平均百分の三十三にして千八百九十四年以來格別の變動なし社會は己れを保護するか爲めに英斷を以て斯の多數の囚人の再犯を豫防するの義務あり再犯豫防の一部は刑の執行を以てせざるべからず何と云へば感化し得べからざることの明なる者は永く監獄に拘禁し時宜によつては終身の自由を褫奪して社會の危害を除かざるべからず然れども豫防手段は尙一層必要なり豫防手段の重なるものは左の如し孤兒の強制教育、監獄に於て常に完全の教育を施すこと、資本の

用に供する爲め工錢の一部を貯蓄せしめ出獄の際下附すること、出獄人の職業を見出すまで衣食住を支ふるの途を與ふること之なり

免囚の適切な保護は以上の方法をして連結を保たしむべき重要な骨子なり

免囚保護の目的を完成するか爲めに完全なる組織を設けんと欲せば先づ再犯の原因を知得せざるべからず

囚人中の一部は始より出獄後全く正業に就くの念慮なく更に他の犯罪の邪道を踏まんとするの觀念を以て監獄を去ることは疑ひもなき事實にして即ち窃盜詐欺貨幣偽造及慣習的及營業的乞食及浮浪人の如き感化すべからざる犯罪者の大部分は此種の囚人に屬するや明なり凡て此等の犯罪者に對しては感化の望み絶へたるものなれば正當なる刑事政略上よりすれば可成除害の方法を施さざるべからず然れども再び犯罪の邪道を踏まざるの決心を以て監獄を去るもの比較的多數なるに拘はらず多くは再び犯罪を行ひ監獄に來るは果して如何なる理由に基くか思ふに多數の者は此決心を永く守ることを得ず殊に久しく監獄に拘禁せられたるか爲めに民間の眞面目なる習俗と遠かり速かに四方より襲來する惡習に感染するを以てなり然れども其尙尙眞に悲むべきは出獄人依然善良の觀念を有し正業に就かん

と欲するにも拘はらず社會は彼れを排斥し彼れが生活を保持する唯一の手段たる職業を興ふることを拒絶す何となれば出獄人は拘禁中体力虛弱となり技藝も退歩するのみならず出獄人の信用は全く衰へ他の勞動者は彼等と伍して勞動に従事することを快とせざるを以てなり以上の理由あるを以て出獄人は職業を見出すこと能はざるのみならず偶々見出したる職業も直ちに之を失ひ善良の觀念を有するに拘はらず終には無職業と困難との爲めに再び罪を犯すに至る

出獄人に對し職業を興ふるの途を杜絶するは人道及正義の點より甚だ悲むべきことにして同時に人間社會を危險ならしむるの結果を醸成するものにして刑罰執行中に如何に衛生に注意し教育を施し手工或は工業を授けると雖も職業を興ふるの途を杜絶するに於ては毫も之を運用するの機會なし去れば刑罰執行中に習得したる手段をして運用其宜しきを得せしむるは免囚保護の要務なり要するに免囚保護の目的は正業に就かんとするの意思を以て出獄したる囚人に正業を授け衣食の途を得せしむる爲めに助言及行爲を以て之を保護し殊に一定の弱病を授け若し之を指定して再犯の途を防ぐに在り

以上の目的を達することは國家の各種の機關及公共團體の要務にして警察並に公

設教養所及宗教上の機關が種々の組織を以て直接或は間接に免囚を保護す然れども是等は免囚保護を遂行するに適せず何となれば此等のものは尙他に多くの重要な事務を處理せざるべからざるのみならず免囚は大程政府公共團體或は宗教團體を眞に信任せず何となれば免囚は此等の保護を受くるときは恰も尙囚人として之に屈服するの感あるを以て寧ろ百難を排して獨立せんことを求むるに至る去れば此等の機關の外に免囚保護を以て唯一の目的とするか或は然らざるも主たる目的とする私立の保護協會を組織すること極めて緊要なり

私立保護協會最古の模範として千七百七十六年に The Philadelphia Society for assisting distressed prisoners 費府免囚保護協會創設せられ又千七百七十八年以來 Society for alleviating the miseries of public prisoners と稱する名稱を以て今日迄繼續せり私立保護協會設立の計畫は最初亞米利加より歐羅巴に傳播し歐羅巴に於ては第一着にアマチマルク千七百九十七年に於て其より監獄制度の完備せる他の各國に於て設立せられ今日に於ては全地球に普及せり獨逸に於て第一着に設立せられたる協會は伯林協會(千八百二十六年)及來因ウエストフアアヤ監獄協會(千八百二十七年)にして斯業の爲り盡力したるの功績實に著大にして今日に於ても協會中の翹々たるものなり

伯林協會は保護事業の爲めに毎年大凡壹万四千圓を費し殆んど三千の免囚に職業を授く獨乙の協會に就ては未だ正確なる統計なしと雖も保護協會の設立なきは唯僅かの縣に過ぎず

日本に於ては千八百八十八年に始めて保護協會の設立に着手し其數今や二十五に達し千九百年迄に既に二千三百四十五人の免囚を保護したれども未だ各縣に一箇の保護會を設くる迄に發達せず去れば將來益々之が増設を獎勵して完美なる効果を收めざるへからず

保護事業をして完美なる効果を收めしめんとするには如何なる原則に基きて之を組織すへきか

保護事業は私設にして獨立の協會に於て之を行ふを以て最も可なりとす國家の設備したるものは免囚をして充分信任せしむるに足らざるのみならず多くは官吏專制の弊に流るゝものなり尤も政府及市町村役場より補助金を受け又は官吏の補助を受くる等は敢て差支なきのみならず之れ反て希望する所なり本来保護事業は貧民救助の負擔を軽くし而も監獄事業の爲めに費すへき國家の費用を減少するか故に此點よりするも既に補助金を下附すへき正當の理由あり多數の獨逸の協會は政

府並に市町村團體より其費用を支給せらるる政府は囚人或其家族に下附すへき工錢か或原因の爲めに下附せざるに至りたる場合例令は懲罰の爲め或は保護を受くることを拒絶したる爲めに政府に留保したる場合或は囚人が刑の執行中に死去し遺産を受くへきものなき場合には斯る工錢は之を保護協會に與へざるへからず官吏中及僧侶は保護協會を贊助せざるへからず加之ならず雇主製造主商人農業者も亦協會の事業に利する所なかるへからず監獄官吏中音に典獄のみならず教師及教師は保護事業に對して緊要中最も緊要なり又教育ある婦人か協會の爲に力を盡すことは極めて必要にして現に斯業の最も發達したる白耳義に於ては女囚及幼年囚の保護に對し教育ある婦女の盡力すること最も大なり

協會の組織は其國の行政區畫により之を定めざるへからず日本の如き單一の國家に於ては各縣に一々の協會を設くるを以て可なりと信す全國の協會は凡て一括して之を統一せざるへからず獨逸に於ては全國の協會を統括する中央部の設けあり協會の總裁には各種の會員(雇主司獄官及其他の官吏僧侶)を代表する委員中の一人を推選し委員は名譽職にして少しも報酬を受けず然れども各協會及中央部に在て特に事務を採れる事務員には充分に俸給を支給せざるへからず伯林協會及ライン

及ウエストフアリア監獄協會は皆此組織に従ひ實際上其當を得たることを證明せり事務員には勤勉なる敏腕家を以て之れに充てさるへからす恩給を受くる如き老朽の官吏は敏活に事務を處理することを得ず

協會の目的は左の如くならざるへからす即ち協會は囚人か再び社會に出るの際之を扶助して再犯を豫防せざるへからす保護は免囚か之を希望する場合に與ふべきものにして其意に反して之を與ふへからすと雖も保護を希望する者あれば如何なる種類の犯罪者と雖も之を拒絶すへからす去れば縦令感化の見込絶へたる習慣犯者と雖も亦之を拒絶するは不可なり尤も此等の免囚に對しては善良の分子に對するよりは一層深く注意し各種の手段を施すを要す協會の設備か凡ての要求を充すに足らざるときは感化すへからざる者より先づ善良の分子を先にせざるへからす協會は出獄人ある少しく以前より注意して囚人監の典獄に就て住所或は職業を有せざるか或は保護を要するの囚人にして近日出獄する者あるや否やを聞知さるへからす或場合に於ては協會は囚人と其家族との間を調和し以て囚人の家族をして將來其囚人を扶助せしめざるへからす又協會は囚人受刑中其家族の糊口に窮し困難に陥りたるものを救濟すれば出獄後の囚人を利すること大なり即ち協會か囚

人の妻子を窮厄の中より濟ひ出し囚人出獄の際に其居に安することを得せしむる如き殊に然りとす又出獄人をして容易に職業を求むるを得せしむる爲めに出獄人に見習からざる衣服を給するの要あり去れば監獄署は通例此點に向て之を補助するの設備ありと雖とも若し監獄署か此等の注意を施さざりし場合には保護協會は自ら之を爲すへし

保護事業の諸種の目的を達するか爲に協會の委員及信用ある人々は定時に監獄に至り囚人と交通することを許可するを可とす白耳義に於ては人物を考查したる後司法大臣より許可證を下附し甚た好結果を奏せり多くの場合に於て免囚に職業を得るの機會を得せしむるは協會の要務なり去れば協會の事務員は各種の雇主と連絡を通し労働市場の動靜に注意し職業案内(獨逸の各市に此設あり)に注意せざるへからす免囚の多數は之を地方に於ける労働に従事せしむるを可とす然れとも以前の者は都會の生活に慣るゝか故に多くは直ちに地方の労働を擲棄すへければなり若し事情差支なく多額の旅費を要せされは各免囚は其故里に於て職業に従事せしむるを可なりとす殊に保護上最も重大の關係ある幼年者に對して然りとす

免囚は出獄後直ちに職業を見出すこと難し去れば之を放擲すれば僅少なる工錢は速に之を消費し而も其間に何等の仕事をも見出さざれば終には再犯するに至る故に此弊を避くる爲めに協會は家屋を設備して此等の免囚は出獄後直ちに之れに收容し職業を見出すまで協會内の雜役或は簡易なる計算事務に従事せしむるを可とす此場合には賃錢を與ふるの必要なし何となれば勞働は宿泊及食事の對價に値するを以てなり協會の力か堪へ得へくんは男女及幼年者を區別したる家屋を建築するを可なりとす就中婦女は隔離して之を寄宿せしむるを要す何となれば婦女中には常に多數の淫賣婦存在するを以てなり

免囚に職業を得せしむべき機會を見出したる場合には協會は委員をして常に免囚の爲めに盡力せしめざるべからず委員は免囚が職業に就くに差支なき様言語及行為を以て之を補助せざるべからず婦女の免囚に對しては婦人の委員を以て尤も適當とす

之を行ふことを得然れとも監督の要件として協會の完全なる組織及關係官廳と常に交通すること之なり第四回獨乙保護協會總會(千八百九十八年ミューンヘンに於て)に於て監視執行中の者を保護機關の監督の下に委すべきことの建議ありたり然れとも總會に於ては此建議不適當なりとして否決せり

保護協會の事務中重要な事項に屬するものは囚人か刑罰執行中に貯蓄したる工錢の下附に助力すること之なり文明諸國に於て役務に服する囚人には之を奨勵する爲めに作業所得の一部を工錢として給與することとして之を帳簿に記入す尤も工錢は下附を受けて始めて自己の所有に移るものなり小額の領置工錢は出獄ある場合には出獄の際には旅費及食料に相當するもののみを下附し殘餘は警察署或は保護協會より之を下附す殘餘工錢を保護協會より下附する方法は能く實際に適したる者にして宇國に於ては千八百九十五年以來一般に實行せり協會は重に領置工錢を最後の居所に至るの施設は衣服住居食物道具の費用其外場合によりては免囚の家族の扶助料に充つべし領置工錢の多額を一時に下附するには唯正當なる費途の明確なりし場合に限る典獄より保護の必要ありと認められたる免囚が保護を受けることを拒絶したる場合には領置工錢中より唯一日を支ふるに足るべき旅費と

食料とを下附し殘餘の一半は監獄署に留保し他の一半は之を出獄人所在地の警察署に送付し以て免囚に對する費途に充つ出獄人か保護協會の規定に服従すること拒み或は自ら保護を脱し若くに犯罪を行ふたる場合には協會は工錢の殘餘を免囚の費途に充てしむる爲め警察署に送付す然るに此者か警察の命令を遵奉せざる場合には領置工錢の殘餘は之を其家族に下附し或は監獄署の金庫へ還附す其外保護事業の要務は移住を容易ならしむること之なり多數の出獄人は郷里との連絡を失ひ或は耻辱の感情の爲に郷里に歸るを得ざるものなり去れば協會は此等の者の爲に屢々移住の方法を設く去れとも移住を爲さしむるには多額の旅費を要するを以て重に長期の處罰中に多額の工錢を領置したる出獄人を以て之に充つし日本に於て移住地として認むべきは第一に臺灣北海道及本道中開發の見込あるに拘はらず未だ開發せられざる宏大の面積を有する廉價なる土地之なり保護事業中此種に屬するものは政府より非常なる保護(保護金、土地の委附、最初の間租税を免除すること)を與ふることによつて始めて之を行ふことを得へし然るに後には之れか爲めに日本の經濟上裨益する頗る大なりん

保護協會の目的を達すへき資金は其一小部分を免囚より徵收することを得、往々保

論

護の爲めに費したる費用は協會に還附すへしとの主義を定め現に伯林協會は此方法を以て年々大凡四千五百圓全所得の三分の一を取得せり然れとも出獄人は大低之れか要求を充すを得ず偶之を充すを得るとするも出獄人の所持する僅少なる資金を奪ふは其當を得たるものに非ず之れ恰も右手を以て與へたる保護を左手を以て奪ふに異ならず故に協會の資金は他の方法を以て之を徵收せざるへからず即ち其方法は

第一 會員の定時補助金を仰くこと

第二 政府の補助を仰くこと(即ち工錢金庫中より出獄前に死去したる囚人の工錢或は懲罰として引上たる工錢)

第三 他の公共團體の補助金を仰くこと

警察費用救貧費用の負擔者は適當なる保護事業によつて其勢力と費用とを減少することを得

説

保護協會中央部の費用は各協會の補助金を以て之に充つ日本に於ては社會的共同事業開始してより日尙淺く歐羅巴に於ては唯共同事業に依てのみ行はれ得へき事柄を日本に於ては今迄國民道德の基礎の形造れる家族的の狹隘なる團結に依て處

理せり然れとも日本は近來迄農を本とし自家工業を行へる國なりしか大組織の工業及製造漸次擴張して家族の團結上に不幸の結果を生ずるに至れり何となれば多數の青年は以前は地方或は小中都會に在て家族と團樂の生活を爲せしも今は多くは高き賃金を受くへき製造業に従事せんか爲に大都會へ出るを以てなり此等の者は不幸にして法律に觸れ處刑せらるゝときは屢々出獄後最早其家族との團結を保つこと能はざるに至る之に於てか保護協會の盡力すへき範圍は益々宏大となるか故に好時機に乗して各縣に協會を設置するの要ありと信す

要するに世人の保護事業の效果に注目すること尙刑罰の執行に於けるか如くならざるへからず「フライブルヒ」(ペーテン)の傳導師ナラウゼー(保護事業に充分經驗ある適任の司獄官吏)は保護の爲に眞に再犯豫防の目的を達し社會有用の人物となれる出獄人は十分の一に過ぎすと云へりと雖も社會は縱令好結果を奏せすとすも犯罪を撲滅する爲に各種の手段を用ふるさるへからざるなり

○萬國監獄會議報告書 (第二)

六、監獄則改正

千八百八十九年發布の監獄則は千八百九十九年に於て其の一部の改正を加へたり而して之が改正と爲りたる要點は左の如し

一 食物の分量及費額の増加、食物の分量は米麥を混炊したるもの最高限八合を改めて九合と爲し且其副食物(菜)の價格は一人一日貳錢以下なりしを改めて三錢以下と爲し以て成るへく滋養成分多きものを食せしむることを得せしめ且外國人に對しては適宜其の食物を變更し自ら彼等の体质に應せしむるの食物及其分量を給せしむることを得せしめたり

二 給與工錢の改正、從來の規定は重罪囚に對しては工錢の十分の二を給與し輕罪囚に對しては十分の四を給したりしに之を改めて重罪囚に對しては十分の一乃至五輕罪囚に十分の二乃至六を給し而して同一罪質の囚人と雖も階級法に依り左の等差を設けたり

一 初入者には重罪四十分の二輕罪四十分の三
一 再入者には重罪四十分の一輕罪四十分の二

但再入者にして刑期一年以上を經過し作業に勉勵するときは初入者の例に

準することを得

一賞表一個を得たる重罪囚には十分の三輕罪囚には十分の四其二個を得たる重罪囚には十分の四輕罪囚には十分の五其三個を得たる重罪囚には十分の五輕罪囚には十分の六を給す

三科程の等一 科程は從來大凡そ五等に分ち其技能の如何に依りて相當の等級に編入し以て其科程に應ずる業務を勵行せしめ來りしも其の技能の進むに従ひ順次科程を昇級せしめざるを得ざるの繁雜と且又之か等級を分つの必要なきを以て總て普通一人の働高を以て等一に之を定め老幼者病弱者不具者未熟者等は便宜之に對する科程を定め以て作業の勵行を計れり

其他幼年犯罪者に對しては一層教育を獎勵し且其待遇法をして丁罪囚と區別する所あらしめ又刑事被告人に對しても一般に監獄規律を害せざる範圍内に於て彼等の人權を重んじ其待遇を寬にし其の請願に應じ教誨を聽聞することを得せしめ毎日三十分時以上房外に於て運動を爲さしむる等専ら彼等の健康と相當の品性を保持涵養せしむる所あらしめたり之を要するに監獄則の改正は典獄をして個人的處遇の方法を適當に實行するを得るの餘地を與へたるに在り然れとも僅々一部の改

正に止まり尙改正を要すへきもの少なからざるを以て政府に於ては刑法改正の舉を俟て之に伴ひ根本的に改正を施すの見込なり

七、外國犯罪人の拘禁

昨年七月改正條約實施の結果として外國犯罪人も我か監獄に拘禁することゝなれり爾來實際之を拘禁したる所の經驗に依れば監獄當局者に於て能く其風俗人情習慣等各犯罪者の個人的關係を顧みて適當の待遇を施す所ありたるか爲めに當たに外間非難の聲を聞かざるのみならず被拘禁者の如きも健康上何等の故障あるなく何れも嚴正公平なる處遇の下に悅服するの實況なり今左に監獄拘禁の外囚に對し特別の處遇を施す所の要點を掲ぐ

一、衣服は我國風として長袖寛濶のものを纏ふ然れとも素と勞作に使ならす是を以て勞働者は多く短袖股引を纏ひ頗る洋風に酷似する所あり我監獄の囚人も亦平常勞働の際に在ては之を纏ふを以て此點に就ては彼我の間格別の差異を設くるの必要を認めず唯た保健及び座作の必要に應じ多少の斟酌を加へて以て之を着せしむることゝせり

二、食物は相互に於て最も相違するの甚たしきものなり我邦の監獄に在ては専ら米

麥の混炊したるもの及副食物(蔬菜若くは蔬菜等なり)を用ゆるの規定なりと雖も外囚に對しては例外を設け専ら其固有の慣食を給與することとせり

二、監房は外囚人に對しては分房拘禁とす房内に於ては卓井に椅子及寝臺を備ふるものとす作業は多く此房内に於て採らしむ房の前後共相當の窓あるを以て従て光線の射入と空氣流通の點とに於ては最も注意を施せり尙ほ冬期嚴寒の際に在ては地方に依り暖室の設備あらしむ

四、運動は毎日一時間以内之を許し入浴は夏期は五日以内一回冬期は十日以内一回之を許す作業は我國の國祭日と稱する者及耶蘇宗教の祭日に相當する日に於て其服役を免す

八、監獄費の國庫支辨

監獄費は從來府縣の地方税負擔に屬したるが爲めに動もすれば行刑の統一を缺き且つ監獄建築の如き多額を要するものに在ては勢地方費の負擔を背むせざるの事情あるに依り政府に於ては夙に監獄改良上監獄費をして國庫支辨に屬せしむるの必要を認め千八百九十年以來數回該法案を議會に提出したる所あるも不幸にして之れが協贊を得るに至らず浸く昨年の第十四議會に於て其協贊を得遂に法律とし

て發布せらるゝを見るに至れり即ち此法律の結果本年十月より監獄の費用は全國を通して總へて國庫の支辨に歸することとなりたるを以て政府は將來に於て一層行刑の改良統一を計るの方針を取り尙ほ必要に應じて監獄の分合を斷行する所あらんことを期す

九、經費收支の計畫及建築

最近三少年間の監獄經費平均年額は五百六十二万九千七百九十七圓にして内國庫の負擔に係るもの百三十一万六千八百一十一圓地方費の支辨に屬するもの四百三十万三千三百八十六圓とす本年十月以降は全額を舉げて國庫の負擔に歸せしむ即ち此金額を以て三少年平均在監人員六万六千九百人に割當つるときは一人に對し年額八十五圓餘を要するの割合となる尤も監獄の工業農作に依り監獄の收入に屬すべきもの三少年間平均百二十六万九千九百七圓餘在監平均人員の總數を以て之を除すれば一人の收入額十九圓餘に當るの割合なりと雖も刑事被告人輕禁錮囚等は今日迄の處殆んど全く作業に就かさるの實況なるか故に實際作業に就く者即ち重禁錮以上の在監囚員に割當つるときは就役者總數平均大凡五万五千九百十三人一人に對し收入年額凡そ二十三圓の割合なりあるを以て年々監獄費として支辨する所の額は

差引凡そ四百三十五万二百九十圓に該當するものとす
 本年十月監獄全部の費用を國庫に移したる以降の計畫に依れば毎年凡そ六百二十万圓の豫算總額を以て標準となし此内經常費五百八十万圓の範圍に典獄以下監獄官吏俸給の増加及在監人給與其他一般待遇上の改良を計り臨時費六十万圓の範圍に於て監獄の新築改築及修繕を斷行せしめ若し監獄の分合其他適當なる方法に依て豫定費額の節約を來し若くは作業發達の結果として豫定以外に監獄收入の増加を致すか如きことあるに至れば其殘餘又は増加額は直ちに之を監獄改良に必要な費途に向つて支出するを得せしむ
 一 監獄拘禁定員を凡そ五百人乃至八百人とし平均凡そ三十万圓乃至四十万圓(來年度より東京に新築すへき拘置監獄定員凡そ千人の設計に依れば概算百万圓を要する見込なり)を以て之れか改築の費額に充て全部四人を使役して以て竣工せしむるの計畫なり故に年々新改築費として四十万圓を支出するときは毎月五個所又は六個所の監獄に對して其の新築工事に着手するを得べく終に全國に及ぼして盡く之か改築を見るに至ることを期すへきなり

十、特赦假出獄及逃走

特赦假出獄の人員は年々増加するものゝ如し而かも其増加の割合は出獄を停止せられたる者少きは概して先づ良好の成績を収めたるものと謂はざるを得ず而して又逃走者も頻年漸く其數を減し殊に昔年の如く兇暴を逞ふし破監したる者の如きは絶へて其迹あるを見ず是れ又治獄監督の方法進みたるの一證と爲すに足るべし

特赦	千八百九十五年	千八百九十六年	千八百九十七年	千八百九十八年	千八百九十九年
假出獄者	四一	七二	二八	三三	一六
假出獄停止者	二七〇	三一八	三一九	三三二	三九七
逃走者	一一	一	一	三	八
逃走者	一四三	一五〇	一二二	一二五	六四

付記逃走は多く外役押送等の場合に於てするを常とす尤も我國に於ては如何なる大監獄と雖も兵卒を以て外衛に従事せしむることなくまた戒護官吏をして其勤務の内外を論せず一切銃器を携帯せしめざるの制なり

十一、感化院の設置

現在感化院の設備は尙ほ極めて不完全にして其稍々規模を備ひたるものは全國を

通して僅に七個所にして在院者の如きも總計百有余名を收容するに過ぎず然るに不肖少年の發生は文明の推移するに従ひ漸次其數を増加するの傾向あるを以て政府に於ては感化院設備の急切を認め本年二月帝國議會の協賛を経て新たに感化法なるものを發布するに至れり該法律に依れば將來各府縣に感化院を置き其費用は總へて地方費の負擔に屬せしむることゝ爲せり今左に其全文を掲ぐ

法律第三十七號

感化法

第一條 北海道及府縣には感化院を設置すへし

第二條 感化院は地方長官之を管理す

第三條 感化院に關する經費は北海道及沖繩縣を除くの外府縣の負擔とす

第四條 北海道及府縣に於て其の區域内に團體又は私人に屬する感化事業の設備あるときは内務大臣の認可を経て之を感化院に代用することを得

第五條 感化院には左の各號の一の該當する者を入院せしむ

一 地方長官に於て滿八歳以上十六歳未滿の者之に對する適當の親權を行ふ者若くは適當の後見人なくして遊蕩又は乞丐を爲し若は惡交ありと認めたる者

二 懲治場留置言渡を受けたる幼者

三 裁判所の許可を経て懲戒場に入るべき者

第六條 入院者の在院期間は滿二十歳を越ゆることを得す但第五條第三號に該當する者は此の限に在らず

第七條 地方長官は何時にても條件を指定して在院者を假に退院せしむることを得

假退院者にして指定の條件に違背したるときは地方長官は之を復院せしむることを得

第八條 感化院長は在院者及假退院者に對し親權を行ふ

在院者の父母又は後見人は在院者及假退院者に對し親權又は後見を行ふことを得す

第五條第二號及第三號に該當する者の財産の管理に關しては前二項の規定を適用せず

第九條 感化院長は命令の定むる所に依り在院者に對し必要なる檢束を加ふることを得

第十條 行政廳は第五條第一號に該當すべき者ありと認めたるときは地方長官に具申すへし此の場合に於ては假に之を留置することを得

前項留置の期間は五日を超ゆることを得ず

第十一條 地方長官は在院者の扶養義務者より在院費の全部又は一部を徴収することを得

前項の費用を指定の期限内に納付せざる者あるときは國稅徴收法の例に依り處分することを得

第十二條 在院者の親族又は後見人は在院者の退院を地方長官に出願することを得

前項出願の許可を得ざる在院者に關しては六箇月を経過するに非されは退院を出願することを得ず

第十三條 第五條第一號又は第十一條第二項の處分に不服ある者又は第十二條第一項の出願を許可せられざる者は訴願を提起することを得

附 則

第十四條 本法施行の期日は府縣會の決議を經地方長官の具申に依り内務大臣之

を定む

第十五條 北海道沖繩縣に關しては勅令を以て別段の規定を設くることを得

該法律施行に關する命令は未だ發表を見るに至らずと雖も大要凡そ左記の如し

一 第五條第一號に該當する者を決定する手續警察署長又は市町村長の報告に依り商議委員の書類又は口頭審問に依り地方長官之を判定す

商議委員は地方高等官中三名判檢事中二名府縣市參事會員中三名を以て之に充て商議委員會書記は地方廳屬官を以て兼勤せしむ

商議委員の職制

感化院の管理及經費上の事に關し地方長官の諮詢に應し又は其意見を提出する事商議委員中の一名は少くとも毎年二回感化院を巡視して其視察の實況を報告する事

地方委員

地方委員は府縣會議員中東京京都大阪は區町村長市區町村會議員警察署長小學校長其他民間の名望家中より各市町村に凡そ三人乃至七人の割合を以て地方長官之を囑托す

地方委員の職制

感化の必要ありと認むる者を報告し又は地方長官の諮問に應ずる事
 扶養義務者の資産關係等を調査する事所在地居住の仮退院者に對して監督保護
 を加へ及び其結果を毎年一回報告する事
 退院の請願に關する事

地方委員は隨時感化院を巡視して其意見を提出する事を得
 地方委員會を開くときは市町村長を以て會長とす

二 代用感化院の諮願に就ては左の書類を提出せしめ之に就て商議委員の意見を
 徴したる後内務大臣に提出すへし

一 創設年月日及其事業の成績

二 事業の資金額

三 感化院の組織及在院者取締に關する規程

四 職員の履歴

三 代用感化院に補助すべき金額は其の人員に應し一人一日平均凡そ金二十錢の
 割合を以て補助するを要す

(參考)

一金六圓

一ヶ月間の積算額

内 金四圓

食費

金一圓五十錢

授業料

金五十錢

院雜費

四 感化法第五條に掲ぐる者は其各號に従ひ嚴に區劃を施とし男女に依り區分す

へきは勿論尙ほ又左の年令に従ひ相當に區分するを要す

一 八歳以上十二歳未滿の者

一 十二歳以上十六歳未滿の者

一 十六歳以上の者

五 感化院の職員は平均在院者五十名を收容するものと見做し先づ院長一名教師

(可成夫婦者)二名授業師二名書記一名取締(保母)二名其他必要に應し小使炊夫等若

千名を以て標準とす

院長は教育家若くは多年教導の職を勤めたる經驗ある者を以て之に充て其の報

酬は年額凡五百圓内外とす

教師は小學教育の資格ある者より採用し報酬は一月月額平均凡二十圓内外とす
 授業師は其職業堪能なる者を採用し報酬は前項教師の月額に準ず

書記の報酬は月額十五圓内外とす

取締は老實樸直の者を選んで之に充て成るべく在院者と起臥寢食を共にせしむ
 るを要す報酬一人月額平均十二圓内外とす

尙ほ此外病者の診察及一般收容者の保健に注意せしめんか爲めに囑托醫一名を
 置くを要す

六 代用感化院の職員の内免は地方長官の承認を経るを要す

七 在院者には主として職務を授け傍ら心性の開發啓導を計らんか爲めに感化教
 育を施すへきは勿論とす而して其業務は成るべく農業を可とし地方に依り或は
 手工業を授くるも妨げなしと雖も幼者の健康を害するか如き職業は固より之を
 避けざる可らず女子に在ては専ら裁縫炊事等の職に當らしむへし學事は普通小
 學の程度に依り修身讀書作文習字算術地理歴史理科圖書唱歌体操等の諸科目と
 爲す此等の諸種の科目中土地の状況に依り之を加除増減することを得へし作業

用の器具文具書籍等は感化院に備付け以て在院者に貸付するものとす

十一、出獄人保護會社

我邦に在ては免囚保護事業の如きも今日尙ほ未だ十分の發達を見るに至らざるを
 遺憾とす然りと雖も千八百八十八年本業の創設以來漸次其數を増し現今保護會社
 として存在するもの貳拾五個所收容保護を加へたる總人員は二千三百四十五人に
 して自活の道を得退會したる者七百拾壹人引取人に依り退會したるもの三百五十
 四人死亡者貳拾四人逃走者四百七十五人犯罪に依り再び入監したるもの三拾壹人
 退會を命ぜられたるもの三十五人退會理由不明のもの二百七十二人とす現に收容
 保護を加へつゝあるもの四百四十三人とす此外尙出獄人保護會社の名稱を存する
 も尙ほ事業計劃中に屬し未だ實際出獄人を收容するに至らざるもの拾參個所あり
 此等の者は遠からずして其事業を開始するに至るへきは勿論近年宗教家慈善家事
 業家其他の有力者等にして此事業に同情を有する者漸く多きを致すの傾向あるを
 以て前途必ず數年を出てすして其設備の完整を見るに至るへきを信す

付言 我國に於ては千八百八十八年以來監獄及監獄關係事業の改良發達を目的

として創設したる官民協同の會合あり帝國監獄協會と名く會員一万二千餘人

を有し監獄官吏は勿論一般行政及び司法官吏學者政治家實業家辯護士醫師宗教家等にして之に加盟する者亦た少からず兎囚保護專業等のことに就ては現今殊に本會に於て専ら經營する所あり

十二、監獄統計に關すること

監獄に關する統計は從來甚た不備なりしと雖も千八百九十九年に於て様式に改正増補を加へ治獄上の觀察に必要な材料を毎年一回若くは毎月一回内務大臣に提出せしむるると爲せり此改正に基く比較的完全の監獄統計表は通くも本年中には之を發表するを得へし今其の報告せしむべき表目を列擧すれば左の如し

- 一 在監年末現在人員表
- 一 在監月末現在囚罪名表
- 一 監獄の地所及建物
- 一 監獄官吏表
- 一 看守女監取締押丁賞與及給助表
- 一 刑事被告人出入表
- 一 出監刑事被告人滯獄日數表

一 囚人の出入表

一 新受刑囚人の罪名及刑名表

一 全 罪名及犯數年齡表

一 全 罪名及出生生育婚姻表

一 全 罪名及貧富教育父母の有無表

一 全 罪名及宗教并に職業表

一 全 罪名と前罪との關係表

一 新受刑囚人再犯以上の者前犯出監時の賞表

一 出監後再犯時に至る期間と前犯刑期との關係表

一 放免囚人の体量表

一 懲治人の出入表

一 新入懲治人入場の因由及懲治期限表

一 別房留置人及携帶乳兒の出入表

一 在監人の懲罰表

一 在監人病者死亡の日數年齡及月別表

- 一 在監人の作業延人員及工錢表
- 一 在監人作業并に收支精算表
- 一 初年囚懲治人の就學表

- 一 領置金の收支金
- 一 在監人出監時の領置金表

各監獄に於ては統計材料の正確を期する爲め特に主任を置き適宜小票を使用し以て材料の蒐集を勉めり然りと雖も未だ劃一の骨牌式を採用するに至らざるを以て千九百年以降は劃一一定の本式を各監獄に執行せしめ中央集査の方法を採用するの計劃なり其小票は別紙の如し (別紙零す) (完結)

外國通信

○伊東思恭氏よりの通信

拜啓陳は小生義者英後早速御伺可申著の處遲延候段御省恕奉願候倫敦に於ける四監獄共一二週宛研究を遂げ申候是より進んで研究致度存居申候乍他

事御休神奉願候英國教誨方法は中々宣布擬被存候感化院の院見は孰れも犯罪者にして能の者に殆んと無之候日本には未だ犯罪者を感化するの建物あるを聞かず將來はフシク設立して少年をして之に入らしめ感化する様一日も早く望む所に有之候

五月二十六日

伊 東 思 恭

52, Marquess Road
Canonbury, London

山上義雄様

○生江孝之氏よりの書柬

拜啓愈御清榮と奉賀候過日は芳墨を添ふし難有拜誦仕候小生も壯健にして怠らず勤學罷在候間御放神被下度候傍て過般ホストン行をなせしは既に御通報申上候を以て御承知被下たる事と存じ候が今回慈善及感化事業に關する第廿八回年會をワシントン府に開會せるを以て之に列席せんがため出府仕り候同會は五月九日より十五日までの一週間に候へしが小生には渡米以來の愉快と満足と利益とを興へ申候日本に於てもかゝる種類の大會が一日も早く開設せられん事希望して已まぬ事に候同會員として列席したる人員は五百人も有之申候何れも學識と經驗とに富みたる人々に見受けられ申候小生も會員の一人として列席仕り申候會議の模様など逐一御報道申上たき義に候へどもかくては餘

り長文になり申候に付相審し申候感化院等の問題に就ても仲々嗜味多き事有之申候米國獄事社會に於ては一般に感化獄の是なるを認めたる者の如く候小生も渡米以來感化獄或は不定刑期に就ては多少研究いたしたる積りに候が益々嗜味を感じ申候惡少年感化に對しても新説の年々湧出せるありて頗る面白く感じ申候少年合衆國と稱する者は早や米國中に三ヶ所も有之申候本會に於ては紐育のフョーヂ少年合衆國の報告書は特に一般の注意を喚起仕り申候こはエルマイラより遠からぬ所に設置せられ居るを以て昨年小生が一週間滞在いたし聊か研究仕りたる者に候白痴、癩病、病院及一般貧民の取扱法に關しては暫く置き小生の特に注意を要し嗜味を感せしは以上申上たる感化獄、惡少年取扱法と少年裁判所、刑の執行の猶豫、及び監視執行等の項目に有之申候年々歳々各所に相論議し相研磨せば相互に得る所甚だ多々なるべし米國に於ける慈善及感化事業の日に大に發達進揚するは蓋し故なきにあらぬ次第に候

ワシントン府に滞在申午後は多分同會員と共に各

所に遠征を試み申候此れ亦大に愉快に感じ申候汽船會社、鐵道會社、電氣鐵道會社等何れも數百の會員を優待して無料にて各所に遠征の好機を與へ申候故に余等數百人隊をなして或は河を下り或は野を走り以て春陽五月の偉大なる風光を賞し申候その愉快の快名狀し易からぬ事に候

フシントン府内亦偉觀に乏しからず議事堂、ホテルハウス、紀念碑書籍館等何れも世界の大觀と賞して可なるべく候之を紐育市の如き喧囂たる市街に比すれば全市舉て公園の如き觀有之申候
今回のフシントン行は往復十日の短旅行には候へしもの識得せる量を以てせば蓋し半歳の苦學に相當せしやも知れ不申候小生が愉快と満足との丁度を御推量被下度候
途上費府に立寄りこゝに一日を費やし申候獨立閣、自由鐘、フランクソンの墳墓及び有名なチラーカレトリヤを見物の外生等には最も嗜味ある費府分立監獄を視察仕り申候曾てはオーバルの夜間分房制度を實見し今又晝夜分房制度の始祖たる費府監獄を視察するを得て大に學ぶ所あると共に



○デスバイン氏の犯罪心理的觀察

フスバイン氏は佛國の有名な醫學及哲學者にして殊に心理學の點より犯罪を研究し之が爲めに有名なる二大著述を爲し歐米諸國の喧傳止まざりし所なり該著述は今を距る二十有餘年前に係り事少しく舊時に屬すと雖も参照の價値あるを以て左に之を抄録し及之に對する批評等も併せて讀者の参考に供せんと欲す

別 天 生

犯罪の點に關する學問は如何なるものなりや且如何なる補助を其疑問の決定に對して與へしや、學問の職掌は茲に詳しく論ずる迄もなく極めて明白なり一般の現象の研究に於て學問の務とする所は如何即ち取りも直さず其内容の性質を究め一定の法則を搜出し之が原因を論ずるに在り犯罪殊に人

に愉快に感じ申候然し曠昔に於てはこの制度の佳なりしは勿論この制度が歐米監獄界に大なる裨益を與へたる事には候へども今日に於て尙依然この制度を施行しつゝあるは如何にやと被存申候鬼に角に小生には實に非常なる嗜味を與へ申候
渡米以來幾多の監獄を視察仕り候へしがその中最良善美を感じたる者はエルマイラの感化獄に候將來の日本に於ても是非にこの感化獄の應用必要と存じ申候歸朝までには不定刑期及感化獄に就ては尙一層の研究を遂げたく思ひ居り申候今日原老臺より御送附被下たる監獄雜誌は第四號に候が第三號目次には小河老兄のエルマイラ監獄の不定刑期に就てとの論説有之候が不幸にして一讀するを得不申候同老兄の論旨を聞かまほしく候先は右まで

早々頓首
五ノ廿一日
原 老 臺 兩机下
留岡老臺 孝 之 拜
小河老臺によろしく御傳言被下度候

心より生ずる特別の行爲に關する學問は是れ心理學に外ならざること知るべきなり犯罪心理學の研究は實に此問題の決定を與ふるものとす、
此主題の必要は犯人の研究は正當に彼等を處遇するの道を講ずるものなりとの事實より來る所謂犯人の研究と稱する所のものは從來餘り能く知られたる犯罪行爲に非ずして犯罪を行ふの止むを得ざる精神上の状態即ち心理的觀察に外ならず犯罪者は正真なる人民の最も厭忌すべき希望に容易に服従するの點を以ても彼等の性情に於て不正格のもの存するや疑を容れず此不正格の状態は詩人道德家に反し彼等は不正の行爲を爲すも追悔の念なきを以て容易に判知し得べきなり

病者に對し正當なる處置を採らんと欲せば須らく先づ犯されたる機官の病質を研究するを要するが如く犯人の不正なる心理的狀態即ち犯罪を生じたる道德疾病を研究するは最も必要と謂ふべきなり然りと雖も犯人の道德疾病は癡狂者の如く醫術上の處置を要する意味に於ての疾病に非ざるなり彼等の心性は癡狂者の如く凡ての機關は漸次衰微し

終に不其の状態に赴くものにあらず故に犯人は病者にあらず此點に於て癡狂者と同一視するを得ざるなり

犯人は縦令體質に於て強健なりとは謂へ心理的狀態に於ては最も大なる不正格を顯はすものなり然れども此等の不正格は決して通常唱ふる所の才能……概念、記憶、判斷力詳しく謂へば回想力等の點に於て求む可からず、固より多くの犯人中に於ては才能並に道徳の欠乏せることありと雖も才能の欠乏は決して犯人の特質として見る可からざるなり何となれば此等の内にも最も強健なる回想力に依て得る所の才能を有する者亦尠なからざればなり、依之觀之犯人特質の不正格は獨り希望嗜好の源泉行為の基礎たるべき精神の状態に於ける道徳の點に於て之を求め得べきなり何となれば心性は實に一の方向に向つて行為を餘儀なくせしむるものなればなり

犯人の研究に於て最も著しく且吾人を感動せしむる第一のものは犯人の思想及希望の惡傾嚮に依つて鼓吹せられ若くは不其の遺傳性を有するの偏僻

他の點に於ては欠點なきを熟知するを以て今一層之を詳論するの必要を見ざるなり然れども所謂道徳の不正格は尙少しく他の方面より觀察するを要す

道徳上の不正格を理解せむと欲すれば道徳上正格なる吾人其民の目前に偏僻なる思想及不道徳の希望の横はれるに際會したる時の状態を追想せざるを得ず其眞智眞能天性……三者共に同一物を顯はすの語なり……茲に勃然として起り道徳上の感念は其の不其の性情に反抗を試み打撃に依つて受けたる傷害に應じ各人固有の眞性を發揮し所謂善惡の争鬪終に開始するに至る而して正格の腦力を有する道徳上の其民に在つては犯罪行為に反對して三個の善眞なる意志顯はる、(一)私利の點に基て發達したる意思詳しく謂へば正當なる個人の利益を保持せんが爲めに不其を抑壓し善を發揚する道徳上の感念にして單に現在及未來の利益に係るものとす例へば刑罰の畏懼、不名譽の恐、自由の喪失、快樂奪去の苦、家族との離隔、惡生活に導かるゝこと其の他抑壓奪去の各種類を謂ふ(二)寛

なる點に在り此特質は犯人に於て最も著しきを見る之を詳言すれば偏僻の内には憎惡復讐嫉妬恨等の如き狂惡なる感情の在るありまた貪婪、快樂の愛好、規律ある生活の厭忌勞働の厭忌等の如き假令狂惡ならずと云へ犯人固執の感情の横はれる者ありて何れも共に偏僻執拗の點を顯はさるはなし尤も規律的生活の厭忌及び勞働の厭忌は殊に犯人をして生計の不十分を補はむが爲めに正當なる職業に依らず最も不道徳なる最も嫌惡すべき容易なる手段即ち窃盜放火殺人の如き所爲を以て實質の欠乏を滿たすに至らしむるものにして此等の往質は衆人の齷しく觀て疑はさる所なり然れども此等の惡意不道徳の性情及希望は眞に心理上の不正格を組成するものに非ず之が證明は其民に向つては正當安全に生計を營み得るが故に自己の行為をして常に絶へず道徳に吻合せしめんが爲めに導き以て惡の傾嚮不其の心情偏僻及犯罪希望たるの感觸を與ふるものと爲せばなり是を以て犯罪の研究に従事する者は道徳上の點に於て獨り偏僻不其なる傾嚮不道徳の希望を見ることありと雖も其の

仁の意思即ち吾人同胞を愛し神の人類に施こされたる仁愛の感情を以て可憐の者に對し慈善行為を顯はす所の同情親切愛等の如きものを謂ふ(三)眞智、道徳上の意味に於て謂へば善惡の感情……

……決して之に依て或利益を得んが爲めにあらず唯善なるが故に之を爲さざる可からずとの義務の感念を起し決して之に依て生すべき畏懼苦痛を恐るゝに非ず唯惡なるが爲めに之を防壓せむとの感念を謂ふ此私利私益ならざる感念は眞智の高尙なることを證明するものにして前二者は私利若くは寛仁なる感情に基くと雖も之に在つて行為の主動力たるべきは一に義務の感念に在り固より之に依て大なる利益の伴ふあり若くは苦痛の避けらるゝありと雖も是れ主たる感念にあらずして實に人をして不其若くは犯罪行為を抑壓せんとの感情を有せしむる高尙なる道徳上の感念に基するものあり曾て獨逸の哲學者カントは此點に關し叫んで曰く義務よ、驚くべき理想に非ずや是れ實に他人の指示煽動若くは強迫に依て爲し得らるべき行為にあらず唯單に汝の精神に於て存する赤裸々の規則を保

持せんが爲めに……當に汝の命令に服従すと謂ふにあらざるも而かも汝は汝自ら之を爲すを好んで遂に之を決行するに至るものなりと

以上は造物主の吾人に與へたる道德感念の三種にして之を以て偏僻若くは不真なる性情に對し反抗を試みむとするものにして其狀恰も毒藥中に解毒劑を投ずるに似たり

(未完)

○清浦司法大臣の訓示演說

曩きに司法省に於て控訴院長、檢事長召集の當時清浦司法大臣より司法並監獄事務に付き一場の訓示的演說せられたり、而して該演說中監獄事務に關係を有する事項を左に抄録し監獄當局者の鈞覽に供す

協會雜誌記者記す

○清浦法相の演說摘要

事務進捗の方法並に注意すべき事項 司法事務取扱に關し本大臣の希望する所は從來屢々演述したるを以て其方針に依り益々改善を圖らんことを望む

而して事務取扱の改善は外觀の美なるを要せず内容の美なるを要す換言すれば形式の美は眞の美にあらざして事實の美なる是れ眞の美なるもの也司法事務取扱改善の目的は唯々其處理の敏捷にして處分の適當なるに在り力を外觀に致せば事務煩雜に亘り處理爲めに緩漫となり枝葉を研究するの餘り自然根本の決定を誤り或は常論を逸するの處分を爲すに至る現行訴訟手續の繁雜なる爲め事務の取扱を簡便にせんと欲するも其規定に羈束せられ已むを得ず複雑の手續を取らざる可からざるの遺憾あるべしと雖も出來得る限りは事を簡易にして進行を敏捷にし殊に事件の輕重難易に因て多少の斟酌あらんことを要す又一の注意すべきとは事務の取扱上常に經濟に注意すべきとは是なり凡そ國家の事業は經濟と暫くも離るべからず司法事務取扱上に付ても未決拘留の人数又は日数を少くし以て旅費を減じ裁判費用の高まざるに注意し當事者の費用を減ずるが如きは金錢上の經濟なり加之時間の經濟は一層之を注意するとを要す各自職務の時間を正確にして他をも空しく己れを待たしめざ

ると法律の規定に觸れざる限りは成るべく便宜の取扱をなして手数を省くと出廷したる訴訟關係人を速かに訊問するとの如きは曾時間の經濟に屬する者も其他檢證又は證人訊問に付て成るべく囑托の方法を採り證據調の決定等に付相當の方法を設けて開廷の度数を減ずる等經濟に基づき其方法を採れば執務時間に餘裕を生じ事務の進捗必ず見るべきものあらん各位宜敷審議して其方法を講ぜられんとを希望す

監獄事務と裁判事務の關係及控訴囚の取扱方 監獄事務は昨年七月より本省所管に屬し本年度よりは地方監獄經費に至るまで本省の經濟に移れり因て其監督の方法等は現今専ら調査中に係る而して將來其事務の改善に關しては裁判事務と相待ちて計畫す可きもの少なからず又裁判事務取扱の如何に因り獄務に影響する所頗る多し故に判事檢事各位は裁判事務の取扱に付ても常に獄務上に及ぶ所の結果に注意ありし殊に刻下の急要として望む所は在監人の員数を減少すること是なり本年四月末日全國在監被告人の數は七千八百三十七人にし

て之れを同月の刑事未濟件數七千四百四十八件に比例すれば一件に付一人強なり其未濟件數には罰金科料に該るものを包含するを以て比例人員は益多きを加ふべく在監人の員數頗る多き憾なき能はず加之昨年四月以來刑事控訴事件の著しく増加せしに拘はらず之に應ずる設備の未だ定かならざるが爲め控訴院所在地の拘留監は非常の充塞を極むるとは各位の已に知らるゝ處也拘留の節被告人の健康に付き實に痛心の至りに堪へず一日も速に其員数を減ずるの急用あるを以て監獄の方面に於ても相當の計畫を爲すべしと雖も此際控訴囚は裁判進行の程度に應じ成るべく控訴院所在地監獄へ移すなどを猶豫し且つ從來訓示したる方針に従ひ法律の許す限りは控訴を廣み保釋費付の聽許と不拘留の範圍とを一層擴張することを務むべし右の方針は從來繼續して各所必ず勵行し居ると信ずるも目下の狀況之を温むるの必要を感じ更に各位の注意を望む

持救の場合と取扱 特赦は實に特典に屬し其取扱は極めて慎重なることを要し輕く之を奏請すべき

者にあらざれども亦た慎重の度に過ぎ特赦の恩澤に漏れしむ可らず今既往一年間の統計を見るに檢事正中特赦の具申を爲すと數件に及ぶ者あり全く其具申を爲さざる者あり是れ各地事情の同じからざるに由ると雖も或は一定の標準あらざるより此結果を生じたるにあらざるか依て特赦申立の理由并に取扱慣例等の調査を各位に願つ宜敷之を參考に供し管内所在の囚人をして均しく特赦の恩澤に霑はしむるを努められたし

結論 右の事項は地方裁判所長及檢事正をも召集して親しく演述せんと欲せども本年は内閣更迭のため諸般の政務推積し其中休眼前に處理すべき要件尠からず此際多數の會同を催す時は短日時の間に會議を終了し難きを以て今回は各位のみ召集するととなしたり檢事正の會同は之を他日に譲れり因て各位は此會同を終りたる後速に管内各所長檢

事正を各控訴院に召集し前に述べたる本大臣の趣旨をして徹底せしむる様取計はるべし

○監獄建築施行の順序並費額
内譯等に就て

監獄改築の第一位に擱くへからざるものは云ふ迄もなく監獄の建築構造の完全を期するに在るは既に議者の定論にして疊きに政府が府縣監獄費を國庫支辨の舊に復し獄制の統一改良を企圖したるもの亦監獄構造の完全を先とせざるはなし、現に政府が年々四拾万圓の鉅額を投し全國監獄の新築改築に充用せんと決定しつゝあるは想ふに又此理由に外ならず、而して右の費額の年内々三拾万圓を以て繼續工事とし監獄全部に改築に着手起工することとし三十四年度此際改築に着手したる監獄に就き豫算決定費額並施行順序の概要を擧ぐれば左の如し

建築箇所	繼續		年 度 割 額 内 譯				
	年 期	豫算總額	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度

警視廳 鍛冶橋監獄	二ヶ年	1,500,000.000	600,000.000	600,000.000	600,000.000	—	—	—
千葉縣 監獄	五ヶ年	1,017,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000
長崎縣 監獄	五ヶ年	1,000,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000
鹿兒島縣 監獄	五ヶ年	1,111,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000
石川縣 監獄	五ヶ年	1,400,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000
奈良縣 監獄	六ヶ年	1,000,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000	200,000.000
計		7,131,000.000	1,400,000.000	1,400,000.000	1,400,000.000	1,400,000.000	1,400,000.000	1,400,000.000

本表中△印は現在の監獄建物中古材を使用する見込價格なりトす

以上は昨年帝國議會に於て協賛を興へたる繼續費決定豫算にして工事進工の都合に依り施行上多少相互の變更を生ずべきも鍛冶橋監獄は二ヶ年度に千葉、長崎、鹿兒島、石川の四縣監獄は五ヶ年度に、奈良縣監獄は六ヶ年度即ち明治三十九年度迄に於て悉皆落成すべき豫定なりとす、而して以上六箇の監獄建築位置及敷地豫定坪數並拘禁豫定在監人員等を擧ぐれば租々左表の如し

明治三十四年度以降監獄繼續建築位置敷地坪數等

監獄	拘禁豫定在監人員		建築位置	
	豫定	敷地	建築	位置
鍛冶橋監獄署	二二、九四二	八一七	警視廳市谷監獄署付屬地	
千葉縣監獄署	二六、五四〇	八〇〇	同縣千葉郡村字貝塚	
長崎縣監獄署	二二、四八二	七八八	同縣北高來郡字諫早	
鹿兒島縣監獄署	一六、九〇五	六〇〇	同縣鹿兒島郡伊敷村字永吉	
石川縣監獄署	一九、五五五	六一四	同縣金澤市元鶴間町拾四ヶ村に亘る	

監獄の位置及拘禁豫定在監人員に就ては直接任監人の健康其他監獄管理上に至大なる關係を有するを以て其豫定當初に於て最も慎重なる調査を要するは素より論を待たざる所にして鍛冶橋監獄署移轉地を除くの外は數年來當局者の調査熟考を経たるものにして千葉、長崎、鹿児島、石川、奈良五縣の監獄建築位置の如きは既に監獄費國庫支辨法施行以前即ち地方稅支辨の當時豫定を経たるものなりと雖も、就中千葉縣、奈良縣の最前豫定地は監獄管理上又は衛生上適當の地にあらざるを發見し其筋に於て當局者を派遣し實地に就き精密なる調査を遂げられたる上、今回の位置を撰定せられたりと云へは其位置に於ては萬遺算なきは素より當然にして其拘禁豫定在監人員の如きも概して既往十ヶ年間の平均在監人員を斟酌決定したる由なるのみならず將來新に改築せらるべき監獄は可成其最高人員を千人内外に制限し管理並行刑上の新面目を發揮せんことを期するにありと云ふ左もあ

るべき事なり

○監獄收入増加と日曜日休役に就て

明治三十二年七月監獄則及施行細則改正以來、日曜日の午前は教誨を施し午後には面接發信書籍の看讀等の用務に充つることとし終日休役せしめ來りしも實際に於ては以上の用務の爲め終日を消すへきにあらざるを以て勢、多くの者に對しては日曜日午後は空しく監房に拘禁徒坐せしむるの結果、種々の弊害を醸生し易き虞あるのみならず之を我國の現狀に照すも其民勞働者に往ては日曜日と雖も休業する能はずして終日役々として勞働に服しつゝあり彼は權衡上奇異の感なきにあらざるに亦日曜日を終日休役せしむるより生ずる經濟上の不利は決して尠少なりとせざるべし試みに吾人は茲に監獄經濟の上より打算し以て定役囚に對し今後日曜日と雖も半日位は之を就役せしむるを以

て得策且刑罰執行の當を得たるものなることを斷言せんと欲す、然れども教誨施行、亦監獄行刑の必要條件たるを以て矢張從前の如く日曜日の午後を利用し教誨を施し又は其他の用務に充つるを以て可なりと信す

定役囚に對し日曜日は終日休役せしむると半日就役せしむるとの差異に依り監獄經濟上に及ぼす利害得失を致究するに實に左の結果を見る即ち從來地方稅支辨に屬したる府縣監獄に於ける最近三ヶ年度の平均一日就役人員は合計四万六千九百四十二人にして之を日曜日及免役日を全く休役せしむるものとし積算するときは(一ヶ年日數三百六十五日の免役日十二日、日曜日五十二日とし此休役日數を控除するときは差引現に就役すべき日數は三百一日となる)一ヶ年就役延人員は實に合計一千四百十二万九千五百四十二人にして之を最近三十三年度に於ける實收即ち囚徒工錢及製作收入一日一人は平均七錢八厘四餘に積算するときは一ヶ年の收入は合計金合計拾万七千七百五拾六圓餘となるも更に之を同一就役人員と假定し日曜日五

十二日に對し半日宛就役せしむるものとするときは其一ヶ年就役延人員に於て合計百二十二万四百九十二人の増加となり、而して此増加就役人員に對する一ヶ年收入増加金額は(但一日一人の平均收入は七錢八厘四餘とし)實に九万五千六百八拾六圓餘となる、而して此九万五千六百八拾六圓餘は即ち全く定役囚人をして毎日曜日に半日宛就役せしむる結果に伴ふ國庫の増加收入にして今又假りに之を全國四十五府縣に平均するとときは一府縣平均二千二百六十六圓餘に該當する割合となるべし、一人一個に取り僅に毎日曜日に半日就役する与否に依り一ヶ年間に於ける經濟上の得失彼の如し果して然りとせば是れ決して國庫經濟上より一少些事と看做すべからざるのみならず定役囚にして日曜日を全く休役せしむるの弊は尙此他に存するあるを想へは少くとも今後半日位は就役せしむるの舉に出づること蓋し監獄當局者の正に採るべき方針たらざるを得ざると同時に吾人は當局の趣旨亦是れに外ならざるを信して敢て疑はざるなり、殊に亦况んや府縣監獄の經費は歲出合計金

假出獄、逃走、死亡、罹病、處罰并監獄官吏等の既往五十年に於ける累年比較を掲出し、第三以下は略々監獄統計報告例の順序に依り各府縣別并類別的各統計を表出したるものにして叙次の排列順序の當を得たと計數上の正確を得たるとは吾人當局者を信するの厚きに依り深く採て以て既往及將來に於ける監獄問題を研究するの資に供せんと欲す、然れども只惜むらくは第一沿革中摘要少しく簡約に失し殊に明治二十二年及明治三十二年の改正に係る監獄則及監獄則施行細則の全文掲出を缺きたるは廣く社會の讀者をして現行監獄法令の規定如何を參考する上に於て不便を感せしむるの虞れあるは蓋し千慮の一失たると官制其他の法令抄録中往々省略に失し其關係事項を知悉する能はざるより動もすれば讀者をして誤解に陥らしむるの嫌なき能はざるとは想ふに完璧の微瑕として吾人の弱かに遺憾に堪へざる所なりとす

二、在監人の増減 社會文明の進歩するに従ひ人事漸く複雑となり法網益々密を加ふるあるも一面我國人口の増殖は實に非常なる速度にして人口増

殖の結果は生存競争の作用愈々劇甚を加ふるに至り犯罪人の増嵩は蓋し社會文化の趨勢と到底免かるべからざる數にして殆んど何人も疑を存せざる所なりとす、然りと雖も尙仔細に之を研究すれば自然的社會關係又は人爲的法律及社會關係に依り犯罪の消滅若くは少くとも犯罪の減少を圖ることを得べきは亦固より論を俟たざる所にして吾人の茲に所謂自然的社會關係とは各種事業の勃興、労働者の勞銀騰貴等の現象を意味し人爲的法律又は社會關係とは監獄制度の改良并不良少年の感化及免因保護等慈善事業の發達を言顯はしたるものにして較近我國監獄制度の改良施設は漸次其緒に就きたりと云ふを得べきも後者の慈善的社會事業は未だ微々として振はざるものあるは吾人の平素痛嘆に堪へざる所なり、而して既往十年間に於ける全國在監人の増減及受刑囚人の多少を見るに寔に喜ふべき事實を顯せるものあり即ち明治二十三年乃至三十二年に於ける同一時期(毎年十二月末日現在)に對する在監人の増減を見るに其最多を占むるは實に明治二十七年(合計八萬千一人)にして

最少は即ち明治三十二年(合計五萬八千四百四十七人)なりとす、而して中に就き明治二十三年に於ては合計五萬七千六百十五人なりしもの明治二十六年に至り六萬五千六百七十七人となり其翌年即ち明治二十七年に至りては最高六万七千二百六十一人に上はり夫より亦漸次減少して明治三十二年末に至りては囚人の數非常に減少して合計五万五千七十六人となれり、既に在監人員に於て如上の通

めたるは蓋し日清戰役の結果金融緩漫にして物價騰貴の原因にあらざるなきを得んや、而して明治三十二年は過去十年間に於ける在監人及受刑囚人に比し大に減少したる原因并如何なる種類の犯罪が最も多きを占むるやは吾人茲に之を明言するを得ずと雖も次項に計出する新受刑罪名別摘載を見れば蓋し其大要を知るに足るべきものあるを信せり

受刑囚人罪名別比較

罪名	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年
早室ニ對スル罪	1	7,650	1	9,650	10,000
靜謐ヲ害スル罪	1	8,800	1	10,100	10,000
信用ヲ害スル罪	1	11,200	1	11,600	11,000
健康ヲ害スル罪	1	1,200	1	1,600	1,000
風俗ヲ害スル罪	1	1,200	1	1,600	1,000
死屍遺棄壞墓竊	1	1,200	1	1,600	1,000
掘葬商業ヲ妨害	1	1,200	1	1,600	1,000
農工商業ヲ妨害	1	1,200	1	1,600	1,000
官吏濫職罪	1	1,200	1	1,600	1,000
身體ニ對スル罪	1	1,200	1	1,600	1,000

較を見るに最少二十三年は合計十三万八千五百一人なりしに逐年増加し來り明治二十七年に至りては最多合計十八万八千四百九十四人の多きに上はり夫より亦減少若くは増加常ならずして三十二年に至つては亦漸く減して受刑者合計十五万四千二百二十五人となれり、以上の如く各年間に於ける在監及受刑囚人に於て一高一低増減常ならざるものあるは其間に於ける刑法及刑罰執行法の變更に原因せざるは勿論にして要は唯自然的社會の關係、人爲的刑罰執行方法の改善にありと謂ふを得べき歟? 想ふに明治二十七年に於て囚人の最も多數を占

時々のくさく

咬豆放言

信々生

るの注意あらんことを望むや切なり、何れにせよ在監死亡者の年々如斯漸減を見るに至りたるは吾人當局監獄醫諸君に其勞効の多きを謝せずんばならず、而して亦其死亡數と罹病比例を見るに罹病者百人中死亡せし割合は肺病二十二人、二八、胃加答兒〇、三一、胸膜炎十人、九〇、氣管支炎〇、七五、營養消耗一人、五七、卒中五十七人、五八、腎臟諸病八人、三一、辨膜病六人、五八、腦貧血及充血〇九七、精神病四人、六九、其他の者〇三二等に於て（此比例は其病類系統毎に對する割合なり）卒中は既に其性質に於て死者半以上を占むるは怪しむに足らずと雖も肺系統に屬するもの死亡者は罹病者の二割内外に過ぎざる割合となれるは亦蓋し比較的監獄内の醫療、手當等に於て注意の周到なるものあるに職由せざるなし、何れにせよ死亡及罹病者の減少を見るは是れ實に監獄改良上其奏効の著しきを知るに足るべしと信せり

(未完)

○歐米の監獄改良事業は社會民衆の間から唱道呼號せられ、我國の獄政改善は之と反對の現象であつて、獨り官府の手にのみ委ねられて居るとは常に同人間の慨嘆の種子となる次第であるが、衆俗は兎も角も、苟くも社會の耳目、文明の木鐸を以て任する所の新聞記者諸君が、此國家重要な問題に向て常に冷々淡々として、些の注意を拂はざるに至つては、其天職を藐視するものと言はざるを得ない、偶々筆を此問題に染める所の新聞がないでもないが、夫れは實際の見地から來たのでなくして、即ち自家研究の結果を論するのでなくして、先輩の著書の焼き直しか、然らざれば耳學問の淺薄なる智識に過ぎない、此時に方つて獨り衆山を卑しとするの概あるは、大阪毎日の所論である即ち日本工業協會の「監獄工業調査に關する

決讞書」に對する論評であつて、其論言の周到にして割切なる、而も空論に流れず實際的の着眼を離れないのは、實に近來出色の文字と推賞するに憚らぬのである、フーカ他の新聞記者諸君も、徒らに政權争奪の提灯持ばかりを勤めないで、また人の淫事醜行を別決するとのみを競分と心得ないで、たまには社會問題の結晶點とも云ふべき、監獄問題に就いて研究して貰いたいものである、

○工業協會の監獄工業調査に關する決讞書に對しては、前に云つた大阪毎日の論評といひ、また本誌上にも種々其批評が現れる、と云ふ有様で、一寸新界の注目を惹いたが、該決讞書は嚴格ある語調を以て云へば、這般重要な國家問題を、社會公共の「サイド」から觀察しないで、個人の「サイド」からのみ測定したものであつて、露骨に「ば、私利私慾一天張の「職人根性」の表現に過ぎないのである、一から十まで「民業制歴」で持ち切つて居るが、斯かる恐怖を懐くほどまでに現今我監獄の工業が發達して居るかドウカ、活眼を以て活調査をするが善い、民業制歴の弊を避けると云ふ

とは、監獄作業選擇上の一要件ではあるけれども夫れは學理上の一原則であつて、其適用には場合によつて廣狹の差があることを知らねばならぬ、見る影もない監獄作業の現状に向つて、斯様な、めを押しに至つては、大に工業者の精神を鎮めたる日本工業協會の襟度を疑はなければならぬ、何にせよ、工業協會の所謂「民業制歴」は、樂屋路の職を免れないのは遺憾である、

○監獄建築に就いての理想をいへば、往實を異にしたる各監獄の分立、即ち罪囚の分類より來る所の監獄の分設といふとは、行刑の目的を達する上に於て最も必要などであらふと思ふ、一小地域の中に於て、箱庭的に幼年監、丁年監、女監、拘留監等、ありとあらゆる獄舎を區劃設置して、一人の典獄をして之を管理せしむると云ふとは、獨り事務の錯綜を來すばかりでなく、動もすれば其監獄の中で大部分を占むる罪囚の處遇のみが主眼になつて、之を以て種類を異にする他の罪囚を律するといふ弊が生ずる、前號即南君の所論の如く、何人か能く急劇に此反對せる二方面に向つて活動す

るを得べけんやとて、如何に三面六臂の典獄でも、能く各種の方面に向つて適當に動くといふことは到底望まれぬ、であるから此際應置分合の一着手として全く地域を異にした場所に各監を分設し、一方吏員の能所長所を詮考して、適當なる方面に分附したならば、行刑の事一新生面を開き得べしと信する、殊に事實上獄政の實質は、今や府縣の行政區劃の境域を超へて、全國共通の時代となつたのであるから、今後の建築は新方法に従ふのを最も得策と信するのである、尤も是れには相互押送の費用などいふ問題が伴ふけれども、事業改善の上から考れば些々たるにと過ぎぬ、今や監獄改革の事が經營せられて、早く已に箱庭的設計成れりとのとであるから、チト晩時ではあるけれども、國家百年の計策より見て、黙して已むべきとでないから、一言を試みたいのである、

○今度監獄統計が當局の手によつて成り、遠からず出版せらるゝとのとであるが、FICA之れには警拔なる觀察を以て「割切なる説明を付して貰いたいのである、「具眼の士より之を視れば興味津

々」などいふけれども、夫れは獨りよがりのはなして、説明を缺いた統計は恰も藥味の付かない西洋料理、ツマのない差味のやうなもので、以て一家内の食卓に列すべく、以て賓客の饌となすべからずである、統計の主たる目的は數量の算計算用にあらずして、却つて其成績を指示説明するところなるのである、而して統計にして適切なる説明を得るときは、其計數が活動して茲に始めて興味津々の境に入るのである、殊に統計的思想の普及せざる我國の如きに在つては、切に其必要を感じるのである、即ち各統計實務家(統計主任者)に向つて、如何に自己の處理する材料の蒐集が重要な關係を惹起するものであるか、といふと感知せしむるの利益が生し、一面趣味の感よりして統計思想の普及を促すことが出来ること、信するのである、尤も其説明も「前年ヨリ何人ヲ減シ何人ヲ増シタリ」的の、唯横に列べた數量を堅に文章に直した様なものは、目まぐるしい計りで何の效能もないから、切に御免を蒙りたい、

○思ふまゝ

碧川

○日本の行政の組織方法及び其機關などと云ふと行政法上の議論になつて來て、此處に論ずるものも如何と思ふから、此處には六つヶ敷ことと言はぬが、兎に角我邦の行政機關は、實行機關よりか監督機關の方が割合に重きを置かるゝ様であつて、語を換へて言へば、實行する方の臆立はどふでも宜しいと云ふ風になつて居て、監督の方にのみ力を入れてある様の傾きがありはせぬかと思はるゝのである、如何にも監督機關は必要であつて又監督機關がなければ事の完美を期することは出来ぬ左りながら監督と云ふことは、實行すべきものがあつて始めて起ることである、實行機關が整備して居るでなければ、監督も何も出来ぬ、監督機關は實行機關の後に出てこなければならぬ、實行機關なるものがあつて、而して其機關が充分に行動することの出来る組織になつて居つて、夫れから監督と云ふことが始まらねばならぬ、然るに動もすれば實行機關の設備が出来ぬか出来ぬに、早く

既に監督と云ふ風に奔るのであつて、斯る風に出來た監督機關は、果して何事が出来るであらふ、眞に其効果を擧ぐる事が出来るであらふか恐らくは其本の定まらない中に、監督の出來様のない筈である、夫れ故に監督機關の設備は少し位遅くても宜しいから、實行機關の整備に重きを置く様にしたならば宜しからんと思はるゝ、其方途に出たならば必ず政務の成績を擧ぐる事が出来るであらふと思はるゝ、節々が多い、我輩は他に付ては言はないが、我が司獄界に於て大に此感を持つのである、

○人あり我輩と共に語る、談偶監獄の事に及ぶ、其人曰く、吾々は平素監獄の事に餘り氣を留めて居らぬから知らぬが、典獄の俸給は如何許りのも増俸だの何かと謂つて運動したが、夫れは如何にも無理ならぬことと思ひたるに、今典獄の俸給額を聞ては大に恐れ入る、他の行政官吏も典獄も、等しく政府の官吏でありながら、何たる不權衡であらふと嘆して止まざりき、世人が監獄のことを

知らない爲めに、監獄なるものが如何に不遇の地に立つかは、恐らくは我輩の想像以外にあるかも知れぬ、噫、

○近頃新聞紙に散見する所であるが、囚徒の日曜休役を廢止して其収入を以て書記看守長の増俸に充てんとするの議ありと、日曜休役廢止の可否別に議すへき問題である、監獄に於て作業の収入を増すことに努むるのも當然である、而かも囚徒に日曜に働かして、其れを以て監獄官吏の増俸の資に充つると云ふに至つては、甚だ理由の當を得ぬのである、司獄官吏の増俸が必要であつたならば、國家行政機關の範圍内の必要費として、之れが支出の途を求めて然るべきことであるまいか、所謂行政整理と云ふ程でなくとも、少く行政機關の一部の整理でも行つたならば夫れ位のことには出來ぬこともなからふと思はるゝ、併し此等の事は余輩の言ふべきことでないから餘り言はぬことにする、而して日曜休役のことに付ては、得失の計算、其關係する所の範圍、必しも各監獄其揆を一にする譯であるまいから、唯時間の割合や、何

かで單純の計算をした許りては、之れを決することを得ないだらふと思はる、

○望みても無理かも知れないが、左りながら望まざるを得ないことであるから、此處に言ふが、監獄官吏は、雅量淡懐なるを要すてふことである、之れは獨り監獄官吏許りでなく、一般の人に望むべきことであるが、余輩が特に監獄官吏に此事を望むのは、監獄官吏は、兎角其行動する天地が狭いため(其實大に廣げれとも外面よりすれば狭く見ゆる爲め暫く狭しと云ふて置くのである)其局量が狭くなる傾きがあるかの様に見らるゝ所があるからである、監獄官吏は、職務の執行に付ては努めて微細の點にまで意を注ぐを要することであるが、其度量に至つては、頗る安濶でなければならぬ、人を感化するの、人を教養するの、人を改悛させるのと云ふ事は、如何に難きことであるかと云ふは論するまでも無いにも拘はらず斯職に從事するもの、待遇は、極めて粗末であるから、雅量淡懐と云ふ君子風の心掛けを持つことは出來ぬかも知れぬが、既に司獄界に身を投じた以上は思

ひ切つて非常の忍耐力を出し、區々たる意氣地のなき俗界を脱した積りて、極めて雅量淡懐を以て其職に従事することにしたのである、實に無理なる望なれとも、どふかして一日も早く斯る域に達せんことを祈る次第である、

○人のひがみ根性ほど馬鹿らしきものはない、折角事の出來上らんとするに至つて破るゝのも、善美なる企圖の起らないのも、將た又其餘の事でも其根原に遡て見ると、往々其支障を此點に發して居る、滔々たる社會の大事が其れであるから、亦斯るものであらふと、我司獄界の事に付て、揣摩する人(極めて根性の小き人なるべけれども)の出來るのも致しかたがないか知れぬが、其愚や臆に怒むへき次第である、斯る人物は世間には其數頗る多いことであるが、聖域を以て擬せられんとする我司獄界には、之を見ない様に致したいと祈つて居る、監獄改良が目下の急務だの何のと謂つて居つても、徒らに猜疑僻見を以て、局量の狭いこと許りを思て居つたならば、其實績を擧ぐることは出來ぬのであるから、司獄界の人は上下に

論なく一般に此事は憤まねばなるまいと思はる、○世間にては、監獄の監督は如何にするかと云ふ問題に付て、未だ彼此謂つて居るものがある様であるが、此事は最早今日に於て彼れ論する迄もあるまい、元來總ての監督機關が複雑に組織さるゝときは、其成績は案外に悪いのは既に事實の示す所である、監獄の如きは從來甚だ權力を發かれてあつた觀のあるのであるから、此際は斷然復監督の制を廢してしまつて、單監督にするが當然であらふ、

○近來大分地方々々に典獄の協議會とか、其他何々主任の協議會とか教諭師の聯合協議會とかが、行はるゝが、其目的の那邊にあるかを知らぬ、左りながら、余輩の想像する所では、職務の統一と云ふが主一の目的であらふと思はるゝのであつて大に宜しいこととは感して居る、諸そこで果して職務の統一と云ふことが其目的であつたならば、余輩は歩一步を進めて言いたい、監獄の事は地方問題(多少氣候とか、土地柄とか、地理的關係に於て遇囚其他の取扱上地方的區分を立つる必要が

あるとしても、夫れは極めて微細の點である、若しも地方に依て遇因其他の取扱を異にすると云ふ様のことであつては、それこそ行刑の均一を失ふることであつて、即ち刑事政策の根本にまで關係を及ぼして來て大に不都合の事となるから、極めて注意を要する譯である)でないから地方々々例へは九州とか四國とか關西とか關東とか東北とか云ふ様に、地方に據て何も取極むるに及ばない等である、寧ろ其れか爲めに却て統一の趣旨に反する様の事が出来るかも知れない、其故に協議すべき問題があつたならば、宜しく悉くを中央に集めて協議すれば宜しからふと思はる、斯くしたならば真に統一の趣旨を達し得らるゝであらふ、余輩は協議會を以て不必要なりとは言はぬ、寧ろ必要を認めて居るが、他の勸業とか商業とか云ふ、地方とか土地とかの關係を持つ問題と全然異なる所の監獄問題を捉へて、此等と同様に地方的に協議をするに云ふことは、斯道の爲めに採るべきことであるまいと思はる、

○余輩は曾て監獄局の擴張のことに付て、述べた

とがあつたが、果して其れが効があつたか無かつたか、そんなことは我輩得て知らぬが、敢て其成績が今我輩の主張せんとする理由に、輕重の關係を持たぬから、之れには構はぬ、倍餘事に涉らず單刀直入其理由を陳へやふが、監獄費は國庫支辨に移り、監獄の主管は轉換し、監獄の政築は漸次に行はるゝことになり、所謂監獄改良の歩武は、駭々として進めらるゝのである、而して其歩武を進むるに付ては、目的地を定めねばならぬ、勿論今日の有様が暗夜に燈なく進行して居るのであると言はないか、乍遺憾今日の處にては其目的とする大提案が定まつて居るとは言へぬ、即ち余輩が毎度謂て居る通り、監獄拘禁主義の問題であるとか、監獄行政の區域の問題であるとか、監獄種別の問題であるとか、又監獄行政に關聯する所の免囚に關する施設(免囚保護事業其ものを政府の手に於て爲すとの意味にあらず)であるとか、監獄に關する大方針を確立するは目下の急務であつて

之れが立たなければ種々の畫策施設は、唯姑息の畫策施設に過ぎないで、或は徒爾に屬するものも

こともあつたが、益々其必要なることを感ずるものである、宜しく監獄局を擴張して監獄に關する事務は何に拘はらず、監獄局にて取扱ふと云ふことにせねば監獄改良若しくは監獄經營上に大なる不便であると思ふ、總ての事に付ても明るることであるが、兎角同一の方寸より出ても、其管掌する部局を異にするは其間に種々の故障も出來、感情の相異も出來るものである、官署の事務も亦此軌を脱せないものである、之れは一の弊であるけれども、また止むを得ぬのであるから、寧ろ其組織を改めて其根原を斷つに如くはないのである、其管掌する部局を二三にするのは事務の統一を失し敏活を欠くの基であるから、此邊は大に當局に於て考慮を費やされたいものである、序に余輩は希望するが監獄局に専門の衛生技師を置き、監獄衛生の發達に努めしめられたいのである、

○我輩は此際政府に於て、臨時監獄制度調査委員を設けられたならば、可ならんと思ふ、其理由は左きて大業に云ふまでのこともないが、大にあるのである、以前監獄評議員なるものを置かれた出來、餘計の費用を費やすことも出来るであらうから、何よりも先きに其大方針を決せねばならぬ此調査は重大なる問題である、實に監獄百年の大計を立つるのであるから、之を決するにも慎重の調査を要するのである、慎重の調査とは決して日月を餘計に費やすの意味ではない、調査は可成短日月の間に終へねばならぬ、故に宜しく臨時に調査委員を設けて速に其調査を終了して動かさるものを立てたならば宜しからんと云ふにあるのである、

○近時協會雜誌は形式上に於ては大分整備して來て、兎に角雜誌としての體を得る様になつたのは我輩大に喜ばしく感ずるが、倍餘輩に忌憚なく言はしむれば、實質上に於て少しく遺憾とする點がある、それは外でもない何となく氣焔が擧げないことである、監獄協會は獨立のものであるから、獨立に意思を發表して差支ない、徒らに大言壯語して快哉を叫ぶ壯士的の言動は、余輩無論採らぬ併しながら眞摯忠實と云ふ點よりしては、法律の許す限りは言論の自由を以て充分に思想を發表し

得ることなればならぬ、聞く外國に在ては監獄協會は私立のものでありながら、大に勢力があつて政府の監獄に於ける施設に對して或る時には陰然監督者たる地位に立つことがあると云ふことであるが、監獄改良に付ては我邦の今日は、極めて初歩と云はねばなるまいから、何人も意見を發表すべく議論も闢はすしてある、要するに完全なる監獄を作り、(建築の意味にあらず)監獄の目的を達するのが、骨髄であるから、敢て意思を發表するに窮窮がるには及ぶまいかと思はる、協會雜誌は宜しく今少しく氣縮を吐て邦家に貢獻する様に望ましいのである、

通信

明治卅四年六月拾五日香川縣の發起に係る近府縣司獄官聯合茶話會を同縣高松市栗林公園内星斗館に開催せり時恰かも小河監獄事務官巡閱の爲め來縣中よりしを以て來會者特に多く黒田高松地方裁判所長松本同檢事正小河監獄事務官富山同隨行員

神奈川廣島兵庫岡山徳島愛媛高知の各縣典獄教諭師及書記看守長看守部長等を始めとし無慮百六拾餘名當日午後二時より隣亭掬月に於て來會者互に胸襟を開き斯道の實務談話を試み次て高木香川縣典獄は來會者一同を星斗館に案内して開會の挨拶あり黒澤岡山縣典獄は罪囚取扱に就て小河監獄事務官は分房制執行方法に就て利害得失を論し閉會を告ぐ

香川縣監獄署

○大阪府第二回近府縣聯合監獄茶話會開會記事

明治三十四年六月十一日大阪府會議事堂に於て近府縣監獄聯合茶話會を開く當日參會者中賓客には大阪府書記官參事官其他高等官屬官、控訴院地方裁判所區裁判所等の各判檢事書記、同裁判所附屬各辯護士、府會各議員、市會各議員、警部長各警視及警部巡查、市長助役及市吏員、各區長及區吏員、其他紳士紳商各新聞記者等無量三百有餘名又た會員には京都府よりは典獄第一課長第二課第三

課長教諭師、兵庫縣よりは典獄第三課長教諭師、和歌山よりは典獄遊賀縣よりは典獄支署長等にして大阪府にては典獄各課長書記看守長監獄醫教諭師看守部長看守第二二百有餘名なり開會定時已に過くるも來會の賓客陸續として止まず蓋し小河事務官の監獄巡閱の爲め來阪ありしを好機會とし千頭典獄より茶話會臨席を同官に請求し殊に同官も感化事業の講話を爲す旨を約せられしを以て會員外に斯くは多數の參會者ありしなり漸くにして席定まらんとするや西澤書記官起て小河事務官を一同に紹介し且當地には未だ感化事業の設けなきに就ては會々歐洲各國の感化事業に最も精通したる同官の來阪を好機として其講話を請ひたれば幸に清聽を望むと告ぐ於之乎小河事務官登壇して文明の發達と共に商工業進歩し隨て生存競争の劇くなるより下層人民に犯罪者を出すは免るべからざる自然の通弊なりとて歐米各國の例を挙げ殊に獨逸の犯罪人増加監獄費の増額等を引證して本邦に及ぼし年々犯罪者の増加したる理由を説き犯罪防遏唯一の良法は不良少年を感化すへきにあり不良少年

は不良少年に向て非常の傳播力を有する次第を述べ獨英米等に於ける現在の實例を擧げて不良少年感化に巨額の經費を投して罪惡防遏に盡瘁する實況と必要とを繼々詳説し終りに臨て工業の盛なるを以て其名全國に冠たる當府の如きは國庫の補助を待たず將來に來る博覽會を機とし卒先以て自治團體より感化院を設立し全國の模範たらんとを希望すとの熱心なる講話あり一時間餘に涉りて閉會す散會後菊池知事初め會員及各有志者は大阪ホテルに於て更に集會を催ふし同事務官を招待して慰勞勞懇談熟議する所ありき

大阪府監獄署

○茶話會の概況

這回小河監獄事務官監獄巡閱として來廣せられしを機とし田中典獄催主となり本月二十二日午後一時より廣島市真菰春和園に於て山口島根岡山廣島四縣聯合監獄協會茶話會を開催せり當日來會者の重なるものは小河監獄事務官を始とし田丸地方裁判所長、世古檢事正、高洲控訴院部長、吉岡、増

成、兩豫審判事、佐藤、黒川、寺田、三吉の判檢事、山田本縣書記官、新妻全警部長、渡邊全參事官、真木縣病院副院長、岡崎、森田、田上、山中、篠原の各辯護士、瀧田、高木、筒井の眞宗崇徳教社員、黒澤岡山縣典獄、山縣山口縣典獄、松島島根縣典獄、坪井熊本縣典獄、新聞記者等にして此他廣島衛戍監獄岡山、山口、島根及本縣本支署監獄書記看守長以下無慮百八十名なりし斯くて席定まるや田中典獄は起て簡單に開會の趣旨を述へ次て左の諸氏(専門的智識と普通の智識と題し山口縣監獄教誨師織田信行)職務上の希望と題し山口縣監獄警高貫篤一(感化主義の實行と題し岡山縣監獄師千輪性海)(監獄衛生の一斑と題し醫學士真木等)檢察事務の獨立と題し辯護士森田卓爾(外に山縣山口縣典獄は所感を述ぶと題し講話ある筈なりしも時間切迫の爲り登壇なかりし)は一々田中典獄の紹介に依り順次登壇各熱心に講述する所ありて滿場の喝采を博し最後に小河事務官は同しく田中典獄の紹介に依り拍手聲裡に迎へられて登壇監獄協會の起源より説き起し協會の性質効用を述

へ各國監獄協會の現況に及び轉して監獄改良と不長少年感化、出獄人保護事業との關係を説き犯罪の防禦は社會事業にして獨り當局官吏のみならず社會有識の人士の盡力に俟つ所あるへしと結論し降壇せられ頗る聽衆に感動を與へたり於是田中典獄より閉會の旨を告げ一同退散せしは午後六時頃にして實に近來稀なる盛況なりしなり

因に云ふ坪井熊本縣典獄は事務官へ打合せの用務ありて來廣あり其他愛媛縣看守長木村通久香川縣看守長寺島靜次郎、熊本縣監獄書記柴垣善藏の諸氏も各御用の爲め當署へ出張中なりし序を以て來會せられたるにありし

廣島縣監獄署

○空知分監茶話會

五月二十六日午後一時より第十四回茶話會を開く第一席吉野直矢氏職務執行に就てと題し第二席村上宗五郎氏官吏服務紀律の二條に就き第三席田代貞直氏言行一致と題し各其題に基き痛論する所あり次きは宿題となり居りたる無期刑は人工淘汰な

るや將た人工的適合なるやと云ふに付き發題者安田作五郎氏説明を兼ね論議する所ありしか結局二十二名の適合説に八十二名の大多數を以て淘汰説勝を制したりき終て六時閉會せり

空知分監

○監獄茶話會概況

明治三十四年五月二十五日午後七時三十分例により第六回茶話會を演武場に開催す會員八十餘名第一幹事より開會の挨拶第二佃倉氏上求下化と云ふ演題により彼等をして心的服従せしむるの肝要を述べ第三山中氏は監獄觀察談を述べ第四宮永氏は遇囚の要は度量の大なるを第一とすと云ふ題にて感化に導く方法を述べ第四杉山氏は遇囚時弊を論し第五木下氏は司獄官吏は須く家政を修むるの必要を述べ十一時散會せり

釧路分監



○近著「家庭學校」を讀みて

所感を述ぶ

孤松生

刑罰は犯罪に對する有力なる豫防救濟の手段なり、而も唯一最良の方法にあらず、寔に犯罪の撲滅を圖らんと欲せば、尙他の措置に須たすんはあらざるなり、是れ犯行起生の因由に溯り、罪惡釀成の實相に顧みて、歸納論定せられたる重要な案件たり、世人をして刑罰の功程を疑はしめ、行刑の効果を危ふせしめたるもの、職として其根本的觀察の透徹するとなかりしに由る、既に刑罰の手に委ねられたるものは、言ふまでもなく眞乎の犯罪此なり、而も所謂犯罪此以外尙其嫩芽綠葉は所在生々繁茂しつゝあり、之を剷除剪滅して以て其生育を杜絶するにあらずんば、百千の刑罰嚴として刑制を飾ると雖も、猶源泉を清めずして末流

の瀟灑を恐むと一般、焉そ犯罪の減少を望まんや
歐米諸國風に茲に見る所あり、所謂「救済は豫防
に如かず」との原則を認め、大に意を不良少年の
改善に用ひ、或は強制教育に、或は感化改良に、
適切なる施設をなし、以て犯罪の撲滅を企圖し、
遂に良好なる成績を表示するに至れり、

近時我國亦此思潮を承け、這般の問題に關して研
究に力むる所あり、爲めに曩に感化法の發布を見
るに至れり、法制既に具はると雖も、而も亦起て
此種の事業を経営するもの寥寥晨星の如く、未だ
有力なる機關の創起設定せられたるを聞かず、慨
するに勝ふへけんや

薇臺留岡君、夙に心を此に傾注し、先年其理想と
する所の感化機關を創設し、頃者之に關する一書
を編す、題して「家庭學校」といふ、一編十九章、
附するに英文總説を以てし、又該校内の光景を攝
影したるもの數葉を要所に收め、身其地に臨むの
感あらしむ、而して其記叙する所は、君が主宰せ
る家庭學校の報告なり、然り此編報告の一小冊子
に過ぎすと雖も、然れとも亦之に依りて君の事業

と其主義綱領とを窺ひ知るとを得へし、
君の主義は、基督教の上に築かれ、生ける信仰を
以て勤勉獨立等の諸徳を貫き、愛てふ熱情を以て
其事業の楔子となせり、想ふに此種の事業は、其
佛教たると基督教たるとに論なく、確然不動の宗
教的信念に其基礎を置くにあらすんは、到底其成
效を望むへくもあらず、何となれば、其子弟に對
する徳性涵養の上に於て、將た其事業に對する耐
久の意氣に於て、他の無信仰者流の計圖に比し、
實に強盛なるものあるへけれはなり、

君の感化組織の骨子は其家庭的なるにあり、是れ
愛を以て生命とせる君の事業の必然の結果にして
亦先つ余の意を得たる所とす、思ふに年少不良の
輩は、不健全なる境遇の産物なり、夫妻長幼の別
序紊れ、親子兄妹の情愛磨る、境に立たすんは、
生徒慈親に背かれて孤苦零丁、窮厄の地に飄ふの
類のみ、彼等は溫柔なる家庭の情味を嘗めず、人
生清福の基たる家庭の恵幸を知るとなし、故に彼
等の性情は圓滿を缺き健全を害す、然り而して身
邊四圍の情勢は、此健全ならざる性情を利して、

之を悪化せすんは已まざらんとす、境遇の邪惡は
至る所是れあり、唯其不健全なる性情と相違ふに
至りては、更に其勢力の多大にして、其弊實の甚
しきを思はずんはあらず、是を以て愛情を經とし
規律を緯とせる、嚴正にして温和なる家庭組織の
中に彼等を授し、先つ其不健全なる分子を去りて
補ふに和順平靜なる習性を以てせんとす、君の規
畫や適切周匝なりといふへし、

君の教育方法は、範を北米「エムマイラ」感化監獄
に採り専ら身體の育成を先にし、徐々智徳の涵養
に及ぼす、是れ心身相關の理法より見て、忽語に
付すへからざるの方案に屬す、所謂「健全なる精
神は強健なる軀軀に存す」との格言の實行にして
蓋し體育は人生々育の本源にして何人も之を除外
すへからずと雖も、彼の不良の遺傳、不健全なる
境遇の影響を受けて、身體機能の發育を沮害せら
れたる少年子弟に在りては、殊に最先の急務たる
を知る、君の施設や能く肯綮に當れりといふへ
し

其他自然の勢力を察しては、農園菜圃を設けて不

知不識の裡精神の感化に力め、以て最後の匡正を
廣大無邊なる天然の恵幸に俟たんとし、實例の勢
力を諱認しては、常に教師長上をして身を以て活
模範たらしめ、以てルソーの所謂「彼等は唯經
験によりてのみ教へらるべし」との主義に合せん
とす、而して時に或は優雅高尚なる聲樂を奏して
以て優美の心性を養ひ、時に或は山紫水明の地に
誘ひて、以て心神の爽快を喚ぶ、君の方法や能く
自然の理法に合したりといふべし、

是れ本書の梗概なり、君の事業の綱要なり、即ち
君の所謂「家庭」にして學校、學校にして家庭たる
本校は、斯の如く經營せられ、斯の如く規畫せら
る、余は大綱に於て此組織方法に贊す、豈に敢て
細節に涉りて言ふことを用ひんや、

其他本書載する所「生徒中に發見したる事實」「不
良少年の性癖」等最も趣味ある題目にして、探て
以て幼兒少童の研究に資すべし、唯未だ年所深か
らず、計數甚だ少きを以て、直ちに之を採て或斷
案に達するの、危険を感ずるを憾とすべきのみ
終りに臨みて君の抱負を叩かんか、本書即ち答へ

て曰く、願くは機會を最も天然の勢力に富める北海道に移して、以て三百の生徒を收容するを得んと余は將來の成功を茲に君に期するは、諛辭巧言に類するを以て今敢て之をなさずと雖も、君は曩時犯罪豫防の急務を呼唱して、今、規模にありと雖も之を實行せり、然らば今日の主張は焉うまた他日の成效ならざるを知らんや、君請ふ同人の觀望刮目に答へよ、

中島晋治君著

一 警察監獄教科書

東京書院發行

本書は警察監獄官吏採用の一方方法たる考查試験の準備に供する獨習的教科書に充てんが爲めに編著せられたるものにして載する所の科目は考試規定の學科目總般を網羅して餘す所なし題して警察監獄教科書と謂ふ眞に名實相副ふものと謂ふべし當に以て考查に應せんが爲めの準備のみならず教習所用として之を用ゆ亦毫も遺憾なし予輩は本書の普及を祈り且劇職に従事せられし餘暇に實き看守諸君の必要なる參考書たるを信じて疑はざるなり(別天生)

るに監獄經費は國庫支辨と云ふの外依然として殆んど舊時に異ならず十數年以前に規定せし監獄則に示す處の罪質年齢等に對する監房別異の方法を承立兼ぬる監獄は全國を通して多數あるにあらずや此等の改築若くは新營費(飼養を付し改築は勿論豫算案として貴衆兩院の議場に上り多數議員の協賛を得ざるるときは万事其目的を達せしむること能はずとせば陪々當局以外に監獄の事情を知悉せしめ其改良を唱道し賛成を表するもの多々ならんことを望まざるを得ず之を望むに就ても相當の方法手段なくんはあるべからず幸ひ首府たる東京には監獄協會なるものありて機關雜誌を發行せり然るに此雜誌購讀者の資格たるや維持會員毎月參拾錢以上通常會員拾五錢宛の會費を負擔することになり居れり而して前年は本雜誌一冊六七錢にて購讀し得たりしなり茲に低價の高下を陳ふるは甚だ野卑に似たりと雖も地方の事情は局外者に在りては直に以て他の雜誌價格と比較し冷笑に付するものなしとせず勿論職を斯界に奉する者は現今の規定にて遺憾なかるべきも世間一般の眼光より之を視るときは豈に安價なりと云ふを得んや唯此の一點は吾人の憂慮する所にして希くは局外一般人士に實價配布の法を講し各地方に於て十二分の會員を募集し苟も地方有志の士は總て監獄雜誌購讀者ならさ



○敢て監獄協會に望む

石井 濬 處

監獄制度の改良發達は此の數年間に於て著しく歩武を進め來り殊に當局者の焦心と苦慮に至つては實に吾人の想像にも及ぶべからざるものあり職に其の末班に在るもの敢て熱誠も懸けし斯道の爲めに貢せすし可ならんや大凡そ世間何事業に拘はらず其進歩發達を圖らんには獨り當局者而已ならず更に局外の學者有志の輩之を唱道し内外相應呼して始めて成果の善美を致すは普通の道理なりとす監獄の事業豈に此の一定の軌道を脱することを得んや果して然らば局外者に監獄制度の何物たること否監獄事業の忽にすべからざる事を鼓吹するは目下の最大急務と信するなり然るに各地方の事情は今尙は半番的の舊夢を脱せず之を卑視して顧みず實に慨嘆措く能はざるものあり今一々其事例を擧ぐるは却て愚なるを覺ふるを以て警せずと雖も監獄改良に大關係を有する法律の改正草案既に脱稿して之か實施の日も近き將來に屬せり然

るなきの盛觀を呈せんことを望むものなり更に百尺竿頭一步を進めて吾人の目的と主張を貫徹せんとせば多少の出資を要するは固より避く可らざる事に屬す然らば憶ふに協會規則第三條第九號五項に在職十年以上にして退職したる者には慰勞金を給與するの規定あり是れ固より好良の規定なるも十年以上の退職者には政府より一時賜金又は年金を下賜せらるゝあり其事情は職務上創傷疾病に罹りたるものと日を同ふして語る可らず故に時機の必要を感ずるときは吾人斯道に従事するものは自ら奉ずること薄くして厚く他を遇するの方法を執らざるを得んや今試して其方法を按ずるに本年五月發兌の監獄雜誌に據るに右慰勞金なるもの一月分五拾參圓參拾錢あり之を雜誌實價一部七錢とするとき七百六拾一部を得らる是れ優に貴衆兩院議員に寄贈するも尙は余りあるにあらずや斯を以て右等慰勞金を一時中止して各方面に向ひ無代價寄贈を爲すと同時に前段に述へたる實價配布の法を講し廣く世間有識の士に神聖なる監獄事業を紹介し篤く之等人士の同情を得んことを希望して止まざるなり

○携帶乳兒の保育に就て

通 藤 正 直

看守以下監獄傭人分掌例を案するに其女監取締の章第五十八條に……

看守長の一の指揮を受け女監の戒護其他婦女の取締に關する一切の事務に従事するものなり

とありて婦女の取締云々と云へる内には携帶乳兒とも包含すること勿論なり、女監取締は携帶乳兒に對しては已れ其母たるの心得を以て成るべく、愛憐の情を垂れ射し其母に代つて鞠養を加ふる程の注意あるべきこと必要にして(岳洋先生)府縣監獄署は夫々其用意あるべき筈なるに、その實際は乍遺憾概ね冷淡の體を免れざるもの、如く殊に甚しきは之を度外視し自家當然の實務たるを遺失せるかの觀ある向きへなきに非ず、因習の久しき漸く顧念するの土に乏しきは慨はし

憶ふに携帶乳兒や露骨に言へはこれ洵に監獄の厄介ものたるに相違なしと雖も然れとも又た同時に唯是可憐の人たるを念はざるべからず、之を今日

の儘に放抛するとも社會は未だ俄に一の問ふ處なるべく其乳兒やまたより多く啼くことほなかる

度は多數の犯罪を出すと同時に未だ衛生的感念發達せず其入監者多くは罹病者にして比較的に多數を占め入監後發病者の比較的少數なるに徴しても其監獄衛生の比較的に進歩したる證左と爲すに足る素より病囚は能く之を治療し健全に復せしむるか如きは決して忽諾に付せざる處なり出來得るならば犯罪者を入監せしむるに當ては其健否を査定し而て後其犯罪の性質に因りて病者は之に條件を附して自宅又は病院の如き處に於て治療せしめ

適後之を拘禁するの方針を採られなは監獄に於る罹病者并に死亡者の數を減せしむること炳焉たり何となれば監獄に於る花柳病皮膚病痔疾結核等の多きは皆は監獄をして不健康地たらしむるの要素なればなり他の傳染性疾患の如きは極めて少數なるものにして寧ろ絶無に近しと云ふも過言ならざるべし故に疾病を未發に防ぎ健康を保全するを主眼とし若し誤て罹病者を出せば之を救治するを易むべきは言を俟ざるなり

蓋し古昔の監獄(牢屋)なるものは當時未だ法律的志想のなき時代にしわれは從て夢にだも彼の入權てふ問題を知らず徒に人を拘禁することにのみ力を專にし少しも衛生てふもの採には心を措かず餓死するもの病死するもの憤死するもの比々として

相踵くも更に意に介せず其殘忍酷毒なる野蠻的行

○監獄醫の責任を論し併て 制服を望む

茨城縣監獄醫 藤 田 重 文

べしと雖も而かもその社會その乳兒なるたり自ら當局の責任一層の重きを覺ふ、曩者其制限年齢の改正に顧みるも此際局に當るもの飽く迄該趣旨の貫徹を期せざるべからざると共に一面其所謂携帶乳兒に對してはそれ相當の保護養育を盡さるべからざるや勿論、余輩は此點に就ては當局須らく模範的養育院たるの心得あらま欲しく希ふものなり、養ひしれ保育の細目に就ては余輩別に説有り要するにこれ閑問題の最たるに似たれども實に小なからも責任問題なるより豈に顯慮研究に値せずとせんや、偶前號誌上香川縣主催教師會同決議事項を讀み平生の所感更に切なるものあり、記して博愛なる讀者諸賢に訴ふ

監獄醫の職責なるものは専ら監獄衛生の完成を期するに在り其病因を待て之を治療するが如きは決して本然の目的にはあらざるべし斯く云は監獄は病者を治療するの要なきかとの問を發する者あらん眞に然り今日の監獄は一の病因をも造り出さざるを是れ期するに在り然れども如何せん社會の程

爲は呼て地獄と云はしめたるを見ても知るべきなり故に可惜有爲の士を牢死せしめたる乎今に之を追想するも猶惡心に堪へざるものあり况や不歸の魂魄をや明治の初年より近年に至るの間多少は漸次改良の緒に着くこと雖未だ全く蠻風を一洗したりと言ひ難きものありし其著しく改善の實跡を見るに至りしは僅かに兩三年來なりと思ふ必竟するに諸多の原因あるべしと雖内地雜居の結果と監獄衛生の發達とに其大部分を譲らざるべからず他事は余之を言はず醫事衛生の點に至ては大に論すべきものあり

今や醫の醫たる本分を盡さんとせば固より日新醫學に據らざんば克はざるは勿論今日以後彼の所謂進て底止する所を知らざる其學と術とに後れさらむことを是れ期せざるべからず徒らに舊套を墨守し因陋を顧さるか如きは決して今の監獄醫たるものに非ず例之は一の病因あり之を診するに當て普通診斷法に因ては之を確定する克はざる場合ありとせむか鏡檢に依らざる可からず此際に備付ある顯微鏡の備付なくんば如何幸にして之が備付あるも其之を使用する方法を知らずとせば如何是れ其職を盡さざるものとせざるを得ず蓋病因の不幸亦幾何や

監獄醫は特別な區域に於て特別な仕事に従事

するものなれば又特別なる技倆を備へざる可からず監獄以外の患者に在りては完全なる診断に依て有力なる治療を受くるを得るにも拘はらず獨り彼等は身囚徒たるの故を以て所謂醫を撰むの權利なきが爲に曖昧模稜の診断と無害無益なる賣藥的治療に一任せざるを得ざるとは是れ國家が國民を遇する法には非るべく况や既に自由を束縛したるものにて於てをや監獄醫の責任も亦大がらざるや嗟監獄醫の責任しかく大なり然れども物あれば影必之に從ふは理の正に然る處獨り監獄醫の責任をのみ問ふも未た其本を正さずして其末を矯めんとするに拘はらず其待遇の良ならざるが爲め挺身以て職に奉ずるを屑とせざるならん否待遇の良ならざるが爲め専務として職に奉ずること克はされはなり是れ當然の事實にして國家も亦深く鑑みざるを得ざるものと信す故に監獄醫の責任の大なる丈其丈待遇を進めて専務に就職せしめ月俸に餘裕あらしめて日新醫學の研鑽に資せしめ相當官位を與へて終身其職に安せしめ恩給法に浴せしめなは其人物を得るにも亦難からず從て監獄衛生の完成を期し病囚をも減せしめ監獄の生産力をも増さしめむこと火を賭るよりも明かなり

○監獄教誨の分類

京都 富井隆信稿

從つて分つて左の五種とすこれ即ち犯罪病を醫するの藥劑なり其の配合劑劑以て病に投するの機は一に個人的視察に由りて教誨師の加減すべきところなりとす

- (一) 喚情的教誨
- (二) 教授的教誨
- (三) 審美的教誨
- (四) 意志的教誨
- (五) 宗教的教誨

(一) 喚情的教誨
喚情的教誨とは直ちに囚人の感情に訴へ其心に説き彼等が胸臆に深く冷癡し固く痲痺したる人の子たる情を浮動作興せしめ彼等自身をして吾亦た人の心あるものなるを自覺せしめ由て以て警醒漸憤悔吝奮起するに至らしむるを目的とす
故に此種の教誨は説教師が説教するが如く諄々懇懃之を和らげ之を比喩し平易反覆聽者の枯腸爲めに遂に發動せざるを得ざらしむるに至らんを要す
乃ち親子兄弟君臣朋友の情義交愛を談し或は季節に應じ彼が罪なき過去を追念すへき説話をなし或は眼前の風物を籍りて彼等か聯想作用を應用せしむる等凡べて自暴的に彼等か張て没却せんとしつゝある人の情を喚起啓發せしむべきなり今夜

り曩日臺灣に在る某氏誌上に之を論せられたりと思ふ當時亦同感の詞を草せんとせしか公私多忙の爲め執筆の餘暇なかりしを以て遂に其儘に爲したり余は由來服制の必要なる所以を説かんとするも徒らに冗長に亘るの嫌あれば之が必要なる所以として今日の場合兎にも角にも監獄醫の服制は是非共一定せられむことを希望して止ざる者なり如何となれば區々別々勝手氣儘の服制に依て職を取る中は到底事務の統一なる文字には背戾せざるを得ず尙も服制成れば一は威嚴を保ち一は一見以て監獄醫たるを知らしめ一は統一の實舉り一は職責を重する資となり其の利益ある點猶多なるものあらむ如此にして直に服制を布くの價値あるものと思ふ然るを今日迄如何にして之が服制なきかを疑はざるを得ず蓋し當局者其必要と感せざるには非ざるべく事情に於て許さざる處のものあると今日の如き考あらざりし爲めならんか社會の事物善に改むるは決して躊躇するを要せざるべしとは千古の格言なり豈鑑みる處無くして可ならんや敢て當局者に一言し併て同感の士に告ぐと云爾

鐵窓を照すの月一たびは彼等も無邪氣なる愛兒として慈母の暖かき懷裡より眺めたることもありけん教誨堂邊帯浪舛かにして打聲響しづかなり曾て其兒を携へて亡親の墓に額づきし日を想はずや人生の悲惨に退はれて流離困頓遂に犯罪の渦中に投するに至りしもの今は則ち悖戾自ら許すと雖も而かも愛の血情の涙登それ枯涸消散了すへけん
然れども情は多くは瞬間的幻象たるを免れず燃ゆるが如き熱情よしや一旦氣餘天を焦さん計りに亢激して羞恥奮興雖乎不拔の大決心を爲せしが如く見ゆるものも對境一轉心氣稍靜なるに從て早く既に忘れ知りざるが如き其狀宛かも驟雨の過ぐるが如く又宿醉に苦しむもの酒の名を聞くに厭ふと云ふも終らず早くも一杯の欲起るが如し女囚の多くは教誨を聴聽し感憤歎息毎に鉛斤鐵心の色現はるゝに拘らず遂に改善するものも少きは此の理由に抵るなからんや而して囚人の多數は此種の教誨を喜び教誨師亦た此種の教誨を以て大甚だ重要視するもの多きか如し又た實際教誨師の多數は此種の教誨に長じ隨て其材料を此の方面にのみ採輯經營するは事實なるか如しと雖も吾人は上述の理由によりて飽くまでも此種の教誨を以て最要なるものと認る能はず文にして質乏しきものと断定す

故に集治監に在ては勿論地方監に於ては長刑期囚に對しては此點に付て教誨師の注意を要求せざるを得ずこれ吾人が教授的教誨を主張する所以なり

(二) 教授的教誨

貧窮及び意志の懦弱は犯罪原因中の主要なるものにして囚人特に改善の見込ありて而して犯情の可憐なるもの大抵貧窮者ならざるはなし所謂小人窮則濫するもの然れば則ち其の窮と濫とを濟ふを得ば囚人改善の道程既に其半を過くるものと云ふべし
貧は大抵時代思想に後れ競爭劇甚の生活場裡に濶歩し能はざるより來るされば競爭の襲撃に堪へ時歩思想に伴ふを得せしむれば先天的疾病的犯罪人にあらざる限りは之を犯罪より救ふを得るに庶幾からん這般の目的を達せんには情的教誨は甚だ微力なり教誨師は縦說横說巧に囚人の情海に波瀾を生せしむるも其の無智暗昧を啓發せざる以上情波の減却すると共に教誨も泡散瀉消して聽者か競爭場の不適者たるに於て今猶ほ昨の如きならんのみ彼の入監するときは則ち獄則遵守役業勵勵確かに實表附與の價値あるに一般に肯認せられながら再犯又三犯而かも毎ねに同匁の犯罪に由て監獄生活を脱却し能はざるもの實に此點の意味なからずとせんや教授的教誨即ち智的教誨は此點に於て監獄

教誨の主要なる主義なると共に即ち亦た國民教育の一部を組成するものなり
智的教誨は科學的理論を事實化して綜説し或は實在的事相を理論的系統に拆説し凡そ人世の事實に就て目に視て而して心に解せざりし所以のものを解し覺り思索し應用するの能力を興ふるものなり假りにその分科を擧ぐれば

- (一) 經濟學一班 (二) 現行法律法令
- (三) 地理及び歴史 (四) 社會の現象及び趨勢
- (五) 實業上の班况 (六) 理科及び衛生

等の諸項に就て囚人の出監後生存競爭に堪へ得べき程の智的の能力を興ふるを目的とす
此種の教誨は說教師の嫗嫗に對するか如き態度を取るよりも寧ろ教室に在て學生に對する教師の調子を爲すべし諄々たる說話の代りに論理明晰語呂簡明なる講義的たるを要す故に情的教誨は多く一席限りなれとも智的教誨は大抵速席續講に亘るを常とす

(三) 審美的教誨

情的教誨は瞬間的に於て改善の實力薄く智的教誨は事理の大体に通曉せしめ得へきも實行の能力を興さしむるに至ては未だ盡さず於此乎審美的及び意志的教誨の必要を見る而して前二者は單に口頭の說話を以て足るも後の二は必ずしも口陳舌唱のみを盡すところにあらず其の講説の意義を體得活用するに足るへき或種の實物の補助を要するなり
審美的教誨は囚人の審美感を作興して其の頑情を融和し其の嗜好を高尙にし自然美及び人間美實體美及び構想美の觀念を養得し彼等をして所縁の對境に廣く洽ねく趣味を感ずるに至らしむるを以て目的とす
各地都會に在る貧民窟は何れも土地低濕汚穢堆積光線至らず空氣通ぜず破簷相累なり傾軒相壓す一種の惡臭鼻を撲て疆内凡へて陰閉晦塞す而してこの窟や即ち多くの犯罪者の郷園なり曾て或る貧民窟に街燈を増多せしに窟内より出る犯罪者大に減したりと云ふ由來犯罪は不潔不規律及び暗黒と關係する深し此の如く其の生活狀態の犯罪に關係することは亦た更に切なり

犯罪者の心的狀態は亦た常に不潔なり不規律なり暗黒なり彼等は極端なる狹窄なる利己主義を確執す寧ろ利己の範圍を超脱して有害なる劫掠侵奪を以て其の主義とするなり劫掠侵奪を遂ぐるを以て其の情を娛し且め獸行肉欲快樂なるものを以て儘に口腹耳目の間にのみ存するものと思惟す彼等は自己の體軀五尺以外に人間なく天地なく亦た自

己なしと信す人情の美自然の光堂に彼等暗鏡の照及する所ならんや憐れむへき彼等は其の日々親炙し其の終生交渉する人の世自然界中に未知の美妙未接の光榮あるを知らず目前脚下の小欲に拘束せられ心境踴躍情感膠緊半身不隨的に其の生涯を銷了せんとはするなりけり
此の貧民窟の心的狀態に審美的街燈を掲げ趣味の光線快樂の空氣を透過し疾痛慘憺たる彼等の人生觀に快感的向上の一隻眼を寄與するを審美的教誨と云ふ

然れとも審美感は獨立的に離人にも興起するものにあらず相當の理解力と多少の筋線を要するのみならず尙ほ生活以上の安堵即ち心の餘裕あるを要す即ち審美感は自覺的のもの心に契會すべくして口に擧揚すへきにあらざり故に其の説明講示は頗る難澁信備なるを免れず亦た囚人輩の耳に容り難きは宛かも盲者の色彩の講釋を聞くが如けん故に此種の教誨は天然の風景或は唱歌音樂又は佛前の勸式念佛等の方法に籍りて囚人をして自然に美感を喚發せしむるの手段を用ふるを要す

(四) 意思的教誨

囚人特に職業的習慣犯の犯罪人は大概執意力の頑硬なるものなり桎梏口双葉よりのそれには反對なれとも彼の習慣犯的傾向顯著なる懲治人幼年及び

未丁年囚の累犯者に就て其性向を察するも尙ほ彼等の意志の固執硬頭なるを看取するに足るなり是れ抑も由る所あるなり先天的若くは遺傳的犯罪人は云はずも亦多くなる累犯者は夙く父母を喪ひたる家庭の不和父母の兄弟姉妹等の關係に由る家庭の間に生長せしもの自活するに足るへき資産又は技藝職業の素養なきもの浮淫奸惡の徒と交ること凡そ此等條件の二三を具ふること比々皆爾り即ち此等の徒は人世の悲惨に慣れ苦楚苛虐の毒手に翻弄せられて人となりしものなればその世を咒咀ひ人を悪くみ放辟邪恣頑冥不逞の徒となりに至りしは寧ろ憐れむへき必然の結果に往つ故に其の意思の鄙にして陋固にして頑執拗戻悍鬻へは萬端の長するに隨て益々螺旋渦曲するか如し此の如く囚人の意志は頑強なるを以て意能としては完全に發達せるものにあらず故を以て假令選善の動機を惹起することあるも而かも克く之を實現するものは極めて少々なり余が所謂意志的教誨とは斯の意能の剛健を要むるを目的とす而して此の教誨には實業家立談忠臣孝子の節義談始め不遇にして後ち頭はれたる忍耐の人士の立身談其の他氣節意氣を作興するに足るへき堅忍不拔の勇氣を奮起するに足るへき古今の實譚を講説すし然れとも

此の教誨の實効は頗る他に待つものあり在監中の作業及び出監後の生活状態の宜きを得るにあらざれば立志決意も遂にその確きを保ち難ければなり換言すれば此種教誨は其の形式にして習技自活は其の内容なり故に作業指定及び保護事業に意思的教誨の一部と云ふも可なり若し其此の教誨の効を完ふせば則ち彼の偏癡なる執拗に剛健なる勇氣となり旋曲なる頑冥に敢鋭なる決心となりて謂はゆる意思に強ければ善にも強き人たらしむるを得し之を思ふの教誨と云ふ

(五)宗教的教誨

説明は別論に譲る

○行刑と感化

藤塚 二州

今日の刑罰執行は如何なる目的の爲になさるゝものなりやといはゞ殘忍非道なる罪惡を以て身心に充滿せる人をして其身心を矯正し既往を悔ひしめ將來を警策して善良にして正義を守る國民たらしむるか爲なりとは世已に定論なるか如し己に行刑の目的か惡を矯めて善に到らしめ非道を避けて正道に趣かしむるものなりとせば如何の方法を以て此目的を達し得るか曰く感化を以てするのみ

輒近監獄なる語か世人の注意を惹くに至れるもの如し是れ國家として社會として等閑視すへからざる罪惡矯正の府なればなり數年來政府に於て鋭意熱心には改頁に従事せられ構造の改築獄吏の養成等着々實行せられつゝあるもの如し是れ斯道の爲喜ぶべきことなりとす去れと構造の改築獄吏の養成は治獄最終の目的たる感化に對しては是其方便に過ぎざるものなり

抑も治獄最終の目的たる感化なる事業は如何なる人か如何なる方法に依りて行ふへきものなるか曰く一般の司獄吏員是其人にして監獄の構造も其器具も業務も悉く之に伴ふ機關なり而して其方法は司獄吏員の座作動靜一に感化の活標本となるに在り夫れ監獄は神聖なる而かも理想を實現せしむるの場域にして普通俗務と同一視すへからざるものなり然るに今日司獄吏員一般の腦髓に感化なることか眞に必要事として浸染せるや否やに就ては一片の疑なき能はず嘗て某氏の語るを聞けり曰く司獄吏たるものは規律を守らざるへからず其動作は外は剛にして内は柔ならざるへからず而して遂に一言も感化の事に及ばざりき噫是果して此人にして監獄最終の目的を了知せりと謂ふを得へきか又一面今日の看守なるものを視るに感化の必要を得得せるもの十に一だもあらざるべし試みに彼等

同僚相話する場合を見れば蓋し思半はに過ぐるものあらん若し忌憚なく之を言はゞ殆んど羅針盤を失はる船舶の如く其何れに漂着するを知らざるに似たるもの歟

既に最大必要事たる感化なる思想か司獄吏員多數の腦裏に印せられたる所以は同情心の缺乏せるに依れり吏員多數の腦裡には尙未だ牢屋時代の舊夢覺めざるに在り

監獄に教誨師なるものありて専ら教誨事務に任し感化を司とる教誨師なる職務は神聖にして而かも至難の事業なり學力なかるへからず識見なかるへからず度量なかるへからず品位なかるべかなず情操なかるへからず而るに今日の教誨師の中には此要件を具備せざるものあり故に世間往々誤りて教誨師か無能を責むるの餘り教誨其物まてをも無用視せらるゝものあるに至るは尤も痛歎すへきの至りなり教誨師の無能なるか爲に感化の効を見るを得ざるも治獄の一缺點なるへけれども徒らに全然之か責を教誨師のみに負はしむるも亦苛酷なりと謂はざるへからず如何となれば監獄は其組織單純一様にあらずして種々複雑なる事務を以て組成せられあるものなれば其吏員の内戒護の任に就くものあり役業の事務に従事するものあり其他庶務あり調度あり而して是等各分掌の吏員も其事務が最

○典獄諮問會の延期に就て

(暑中休暇後と内定せり)

典獄諮問會會期日に就ては嘗て傳聞の儘本誌に豫報せし所ありしか主務省に於ては曩きに内閣の交代に引續き三十五年度の概算編成又は控訴院長、檢事長會同等の爲め頗る多忙を極めたると監獄管理問題の未だ決定せざるに依り追々延期となりたりしか此頃更に聞く所に依れば愈々暑中休暇後に於て召集せらるゝことに内定せられありと云ふ、而して其召集期日の如きは遅て決定の上一般に訓令を發せらるゝべきも九月中旬若は下旬の間にありしと聞く

○看守巡查採用上の制限に就て

巡查看守相互の轉任は官廳の都合に依り可成之を認めざる方針にして而して其理由とする所は相互の間に其職務の性質全然相同しからざるのみならず各其採用規則を異にしたるに依るものにして取て怪しむに足らざる事に屬せり、然るに近時監獄

終目的たる感化に伴ふ方便なることは瞬時も念頭に忘る可からざるなり故に教師と自餘の吏員とか囚人の感化教育に就ての關係は宛然兒童教育に於て學校と家庭とか相依り相扶けて其効果を奏する如くせざるへからざるなり彼罪惡の徒を教誨も彼等に心耳に達せざるは時として千言万語片言隻語一舉手一投足も改過歸善の基となり畢生の規箴となることあり其感化の間に存するは各人一定を以て律すへからざるものなり若夫感化の事業を擧げて教誨師に屬し自餘の吏員に於て其根本義を思はざるものあらは教誨の効果も爲に没却せらるゝことあらん吾人が先に一般吏員か最終目的の何たるを思はざるへからざるを述へたる意志此に存す

然るに若し司獄の吏たるもの唯其所掌の事務に於て其耳目文筆の務を終へば則足れるか如く思惟するものあらは吾人は斷して今日之所謂司獄吏たるの資格なきものと云ふを憚からざるへし是即衣食の爲にするの徒にして國家社會を思はざる輩なればなり吾人は治獄最終の目的に向つて勇往直進して其實効を擧げんことを望むものなり敢て斯道の曠者に就す

并警察に關する職務の漸く複雑煩雜を加ふるに従ひ看守、巡查に適當の人物を得易からざるは姑らく置き動もすれば即ち朝に其職を奉し夕に其職務を自ら拋棄し又は誓約年限内に於て辭職を願出づるもの益々多きを加へ看守、巡查の採用上非常の困難を感しつゝあるは從來事實の證明する所に於て、曾て甲應に於て免職せられたる者又は誓約年限内其職を退きたるものにして乙應に採用を請ふものあるときは其前職の有無或は其退職の事由如何を深く調査せず容易に採用する等の傾向あるを以て斯くては兩者職務の性質上種々の弊害を醸生する虞あるを以て頃日其筋に於ては之を制限取締法を設けんとの議に從來看守、巡查たりしものは一定の年限間他廳の看守巡查に採用するを得すとの勅令を發せらるゝ筈なりと云ふ至極適當の詮議なりとす

○監獄書記、看守長特別任用法に就て

警部、監獄書記、看守長特別任用令に依り審査試験に合格したる者には合格證書を付與すべきものなる或否、換言すれば即ち審査試験に合格試験なる或、將た採用試験なるやの疑に就ては疑ひもな

○經費に關係ある豫定計畫に就て

行政諸般の事項に付事業の計畫施設は經費豫算の範圍内に於てすべきは素より論を待たざる所に於て豫算を離れて如何に良好なる案案妙策ありと雖も之を遂行する能はざるなり、是れ即ち國庫財政上の監督の爲め豫め帝國議會の協賛を経て歲計豫算制度の設けある所以に外ならず、殊に亦監獄に關する經費の範圍に就ては豫め一定の金額に制限

を加へられあるを以て監獄に關する改良事業の計畫設計にして尙も費用に關するものは特に嚴格に決定豫算の範圍内に於て之を遂行するの覺悟あるを要す、然るに昨年府縣監獄費の全部を國庫支辨に移したる以來、日尙淺く多く經驗を積まざるを以て地方監獄中改良施設を爲すべき事業決して擧なきにあらざると同時に一面に於ては限られたる一定の豫算範圍内に於て非常の窮屈を感しつゝあるは亦素より論を待たざる所なりと云ふと雖も卑見に依れば毎年度に於て遂行すべき事業の計畫、施行の順序等は須らく能く其當初に於て緩急を圖り之に要する經費豫算を要求し他日當該年度の豫算成立の曉を以て之を實行すべしと云ふにあり、然るに監獄費の國庫支辨に屬したる以後の經驗に徴するに監獄に關する事業施行の順序を想像するに動もすれば即ち年度の央に於て豫算に於て豫定計畫したる事項を變更し又は新規施行を要するを理由とし經費の増額を請求する向揚からずと云ふ、果して然らば是れ實に施行の順序を誤まりたるものにして施設計畫の宜しきを得たるものと謂ふべからざるなり、假令ば監獄の建築作業其他區々零細の事項に至る迄尙も經費に關係を有するものは豫め其成案を立て之に要する經費豫算を請求し置くを要するに拘はらず豫算決定後に至り作業

見るときは在監人の上に百人乃至二百人位の異動を生じたれば直に其職務の範圍に於て格別の變更を加ふる能はざるのみならず或は監工場の配置其他監獄作業の種類及施行の方法如何に依り在監人の増減に従ひ直に之に相當する看守定員を減少するが如きは實に容易の業にあらざるなり、是れ即ち既往數年の事實に於て證明する所にして當局者は常に此點に於て憂慮を抱きつゝあるに依て之を見るも現行の看守定員算出法は早晚改正を要するが如し、殊に又看守人員の上に毎年異動を生ずる結果として任免上の不都合は姑らく置き減員に依り其職を免したるものに對しては夫々給助金の満年賜金を給與せざるべからざるの不利あり、彼是之を想像すれば現行の看守定員令之を改正し全國監獄に於ける監工場の結構を造、其他監獄作業の實況に依り之に必要な看守を配置し在監人の増減に依り直に看守定員に影響を及ぼさしめざることに改正するを便とす、近時世間に於ける事業の勃興は看守巡查採用上に非常の困難を感しつゝあるは實に掩ふべからざるの事實なるに拘はらず看守の定員異動は彼の如く浮動なるものあり、看守に適當の人物を採用するを得ざるもの亦尤強も無理なりとせず、是れ即ち吾人か看守定員

の變更を名とし若くは典獄の交迭ありたる結果、從來の取扱例に變更を加ふる爲め之に伴ふ費用の増額を企及するが如き例は吾人其事業の當否如何を問はず之を否認せざるを得ざるなり、是れ即ち吾人が茲に特に監獄當局者に向て經費に伴ふ改良事項は宜しく其事前に於て計畫設計せられんことを希望する所以なり

○看守定員令の改正を希望す

現行の看守定員令は其算出の基礎を最近三ヶ年度在監平均人員に依り算出し或る特別の場合の外は之を増員することを許さざることとなり、故に其結果として年々在監人に異動を生ずると同時に看守定員の上に毎年變動を來すは素より止むを得ずと雖も吾人を以て之を見れば毎年度に於ける在監人員の異動に伴ひ監獄官吏殊に看守定員の上に増減を生ぜしむるは左の諸點に於て不都合あり(一)看守任免上に支障多きこと(二)實務の經驗を積みたる比較的良好看守を失はるること(三)看守をして常に不安の念を抱かしめ勤勉留職の思想を失はしむること等、是れ單に直接看守の身分に伴ふ弊なりと云ふと雖も他動監獄行政全般の此の

○監獄官吏の定員配置に就て

令改正を云々し刑罰執行の確實を期せんとするもの夫れ豈に故なきとせんや
在監人の増減に直接關係を有する看守配置に於て既に前項の如き事實あるを以て全國監獄の大小廣狹並構造の如何及作業の種類に依り充分に調査を遂げ一定不動の定員を固定に配置するを要すると同時に他の監獄官吏(書記看守長は既に定員の定まれるあるも)即ち監獄醫、教誨師、雇員並に女監取締、押丁、給仕小使に至る迄尙も常時監獄の用務に服するものは總て其監獄に應當したる人員を固定し常置すること、し監人員に多少の増減を見ることがあるも其人員を變更せざらんことを要す、然るに現在其筋の規定方針を概ね在監人を基礎とし年々右等職員の上に増減を加ふることに、なれるは監獄行政上策の得たるものにあらず現に監獄醫、教誨師、及雇員の如きは在監人の上に多少の増減を生じたれば直に、其執る所の事務の上に直に繁閑の差を生ずべき性質のものにあらざるのみならず、今日の醫師、教誨師配置の如きも充分切詰めたる人員にして殊に雇員の如きは庶務計算の事務に従事するものなれば在監人に白人乃至二百人位の増減を以て直に事務の上に格別の影響を及ぼ

すへきものにあらざるを想へば容易に其人員を變更するが如きは實に不都合と謂はざるべからず、況んや又國家の事務の一部を處理せしむる公人(廣義の)を使役するに毎年其人員を變更増減するは事務の敏捷と云々する今日柄其精神に於て相背馳するの嫌あるに於てをや、要之に監獄醫、教誨師、其他雇員の如き監獄職員の如きも看守同僚其配置人員を一定不動ならしめんとを望むにあり

○豫備女監取締の俸給支給方
に就て

本年三月司法省會檢甲第八六號を以て看守以下俸給手當、宿料支給規則を定め女監取締の俸給は月額を以て支給すへきことに改められたるに就ては當時婦女の拘禁者なくして稀に拘禁する監獄支署等に女監取締の豫備員を命じたる者の給料支給方は從來の如く現に勤務したる日數に應じ日割を以て支給することを得ざることとなりたるより常時勤務に従事せざる者に對しても尙最下俸給六圓以上を支給せざるべからざるべしなり經費支辨上且は他の同職者との權衡上當を得ざる嫌なるとの疑問を抱懷せる向ありと云ふ是れ一應最もなる疑問なりと雖も既に一旦女監取締として任用したる以上は假令當時の勤務に服せざるも拘禁婦女なき

爲め即ち官署の都合上服務せしめざるものなきは相當の俸給(月額)を支給せざるべからざるは素より當然にして善し多少の不經濟又は不權衡ありとも由來女監取締の職務は看守と同様に監人の戒護に任し其責任決して輕しと爲さるるを想へば官署は之に酬ゆる爲め豫定の俸給を與へざるべからざる勿論なるを以て特に此場合に於ては日割支給を爲すは穩當ならずと云ふにありと云ふ、最も經費支辨上餘義なきときは臨時女監取締を命じ臨時雇員と看做し同支給規則第七條に依り其俸給は日割を以て支給するは素より差支なき所なりとす、而して此場合に於ける經費の所屬は矢張女監取締給より支辨するの趣旨に外ならず云々

○囚人にして民事々々の爲め
裁判所へ出廷許可に就て

在監人殊に囚人にして民事の當事者として他地方の裁判所より召喚し出廷せんことを請ふものあるときは典獄は之を許可すへきものなるや否やに付ては随分議論を生ずへき事柄なるが如しと雖も吾人の想像する所に依れば是れ即ち事實の問題にして許可何れとも豫決する能はざるべしと信せり即ち個人の權利又は妨斷の點より之を觀察するときは要する諸費を支辨すへき資力なきときは如何なる必要あるも之が出廷を許可せざるを以て當然なりとす人或は之を以て酷に失するやの異論なきにあらざるべしと雖も是れ獨り在監者の場合に限りざるのみならず普通國民と雖も民事の當事者と爲り訴訟を提起し又は抗辯の爲め裁判所に出席せんとするときは自身出廷に要する費用は訴訟の結果如何を問はず常該本人に於て一先之を支辨するを要すると同時に其資力なきものは勢恨みを呑んで權利の伸暢を取てする能はざると一般此點に就ては在監人たるも普通國民たるも其間に何等の差異なきを覺らば之を以て抑制に失するとの議論は到底之を認むる能はざるなり

○刑事々々の爲め證人參考人
として囚人召喚の件に就て

甲監獄在監の囚人に對して地方裁判所に緊局中の刑事々々の爲め證人又は參考人として出廷を照會し來りたるときは典獄は必らず之を召喚に應じ出廷せしむへきや否やに就ては是れ又當局者の間に疑問となりて甲是乙非種々の議論ありと雖も要するに裁判所の職權に屬するを以て絕對的囚人の出廷を拒絕すへからざるか如きも亦一方より觀察すれば苟も刑罰執行中に係るものを證人參考人とし

は假令囚人と雖も絕對的禁治産を受けたるものにあらざるのみならず自己が在監中の故のみを以て私人の權利を主張する能はずとの理由は決してこれのみならず之はなり亦或は曰く囚人は必らずしも自身裁判所に出席を要せず辯護士及ひ代理委任の方法に依り訴訟の提起又は抗辯の手續を爲し得へきを以て絕對的民事々々の爲め出廷を許可すへきものにあらざると云ふ論者なきにあらざると雖も是れ亦實に穿ち過ぎたる議論と云はざるべからざるか如し、要するに此問題に就ては吾人は左の事實及標準に依り之が出廷の許可を解決するを正當なるべしと信す、即ち在監囚人にして民事訴訟の當事者として裁判所より召喚したるときは典獄は能く其事件の性質并本人の出廷を要する事實の當否を審査し本人出廷の必要ありと認めたる場合に限り召喚に應せしむるは素より差支なしと雖も在監人にして他地方の裁判所に出席せんと請ふるときは即ち該出廷に伴ふ相當の經費を要するは勢、止むべからざるを以て此場合に於ては當該本人出廷に要する押送費用(但押送官吏の旅費日當は出廷を許可したる結果として當然官費支辨とし之を除く)は必らず本人の負擔たる義に付之を支辨し得べき資力ある場合に限り本人出廷の必要ありと認むるときは之を許可し若し在監人にして自身出廷

て故さらに乙地裁判所に出廷せしむるを要せず成
るべく囚人の身柄を拘禁せる裁判所に審問を囑托
するの方針を採るを可とす現に刑事事件に於て證
人、參考人として審問を要するものにして疾病の
爲め裁判所に出頭する能はざる場合に於ては當該
判事は其居所に就き訊問するの規定あるかの如き
其他裁判上の共助に依り便宜訊問を囑托するの便
法を認めあるを想へば餘義なき場合假令は囚人た
る證人、參考人を引率し犯所の臨檢に立會せしめ
ざるべからざる等の場合の外は可成其所在地の裁
判所に囑托尋問せしめらるるを要す、宜なる哉當
司法大臣又此點に思ひ及ばれたる結果として疊
きに會同したる控訴院長、檢事長に向て可成囑托
の方針を採るべき趣旨を訓示せられたりと云へば
今後相互の間に行違を生ずるか如き事なきは勿論
囑托の方法を講ずるの結果は管に經費の幾分を節
約し得るのみならず他地方に出廷せしむる爲め刑
罰の執行を中止するを要せず殊に亦彼我の間に押
送途中萬一に逃走を敢てせしむるが如き憂なきに
思念せば本件の如き問題は今後其跡を絶つに至ら
んことを望むものなり

○証人參考人となりたる囚人の押送並其費用區分に就て

前項の如く刑事事件の爲め證人參考人となりたる
囚人に對しては裁判上の共助に依り囑托審問の舉
に出つるとせば寔に可なりと雖も犯所の臨檢其他
止むを得ざる事由の爲め是非當該本人の出廷を要
する場合に於て他府縣在監人に於て裁判所の召喚
に應せしめ便宜裁判所々在地の監獄に收監したる
ときは事後其囚人は原監獄署へ送還を要するは當
然なるが如しと雖も監獄費國庫支辨後の今日に在
ては強て送還を要せず明治三十三年司法省監甲第
一二三號訓令第四(餘罪審理の爲め甲地監獄より
乙地監獄へ移送したる者は其裁判の結果如何に拘
はらず引續き乙地監獄に拘禁執行の件)に依り便
宜上一時收監したる監獄に於て拘禁執行するを便
とす、而して亦出廷の爲め押送に要する經費の支
辨并 法附則第四十九條第五十條に依り請求した
る旅費日當整理方に於ては明治二十六年九月佐賀
縣伺出に對する内務大臣の指令ありと雖も(收監
官署は本人代理とし之を請求し押送途中(護送官
吏の旅費は之を除く)及在監中の實費を引去り其
殘餘は本人に付與すあり)元來證人參考人の旅
費日當は其出廷に要する實費を辨償するの趣旨に
して此場合に於ては本人に於て別に出廷實費を要
せず其押送を爲す各官署の區別に従ひ(押送規則
第五條)其所屬經費より支辨したるものなれば殊

更に旅費日當の請求を要す間敷若し亦法定の旅費
日當を請求せしめ實費額を辨償せしむるとせば其
殘餘は之を本人に交付し得べきも一朝不足を生ず
るときは更に本人より辨償追納せしめ得べきにあら
ず果して然らば計算上殘餘を生じたる場合に於て
は證人參考人となりたる囚人は之が爲め不當の利
得を得ることとなり其權衡の當を得ざるものあり、
且其辨償せしめたる實費額償却方に付き非常
の手續を要するを以て今後は可成左の取扱例に依
るを便とすべし

一、證人參考人として他地方裁判所に召喚せられ
たる囚人の押送及其經費の所屬は總て押送規則
の規定に依り押送を爲す各官署の區分に依り各
其經費の所屬とする事

二、證人參考人となり出廷せしめたる囚人の旅費
日當は別に本人に於て費用の負擔を爲したるもの
にあらざれば刑法附則の規定に依り別に裁判
所に請求せしめざるの方針を採る事

付たり本件囚人をして他地方の裁判所に出廷す
る爲め押送するときには監獄署は押送細則第一條
の書類を具備せしめ其身柄の押送と共に其拘禁
執行地とも變更の手續を了すべきものと知るべし

○監獄支署並警察留置場巡視 付報告に就て

凡そ監獄の改良、遇囚の統一は當局監獄官吏の熱
誠忠實に是れ依ると謂ふと雖も苟も他の刺激を受
くるの機會甚なきときは改良進取の氣象に缺くる
所あるは實に監獄事業に限るべきにあらざるへき
も當局典獄たるものは自己の監督範圍に屬する監
獄支署并警察留置場の巡視は可成詳細に且遺漏な
きを要す、何となれば典獄は自己が直接管理の位
に當る監獄本署は勿論言論責任に於ける細大の責任は
即ち取りも直さず自己の責任内に屬するを以て萬
一の失體過誤を未萌に豫防するの注意あるを要
すべければなり從來來動もすれば監獄支署より逃走
囚を出し及ば汚行醜体を演出する者を出すの例は
往々吾人の見聞する所に於て要するに是等は蓋し
平素監督權の勵行にして漸く弛廢せるものなること
を證するに足る、現に昨年山梨縣各村警察留置場
の失体の如きも監督其宜しきを得ざるに經由す
るものにして典獄も亦全く其責任なしとせざるべ
し、換言すれば即ち典獄の職に在るものは時々其
監督内に屬する監獄支署を巡視し其改良施設を要
する事項は之を遂行せしむるに吝なるなく其他警
察留置場の如きも少くとも毎年一回以上悉く之を

巡回視察し荷も其改良意見あるものは其事状を詳悉し所屬長官を經由し當局主務省に報告するの注意ありきはしき事を所望しければ、是れ即ち其監督者たる典獄の職責に屬すべければなり、人權尊重の今日、世人が漸く監獄問題に注意を惹くに至りたると同時に監獄當局者たるものは互に相戒飭し以て社會の批難を招くが如きことなきを努めざるべからざるなり敢て要心を一言すること爾り

○獨逸元帥華將軍の厚意を謝す

先般我國に來遊せられたる華元帥の我監獄協會に臨まれ我國の刑具並監獄の現況に就きドクトル、クルーゼン氏より講話を聽取せられたるは前號既記せし所に於て其當時我監獄協會より紀念として同將軍に對し精巧なる監獄製品ツイン彫の視圖を寄附せし將軍が京地を辭し長崎に到着後特に式部官伊藤勇吉氏を介し氏の寫眞一葉を我監獄協會に寄附せられたり、我協會は氏の紀念として永遠に之を保存し以て將軍の厚意を謝すること爾り

○監獄局長以下の動靜

久保田監獄局長 は今回新潟縣に開催したる關東地方典獄協議會へ臨席の爲め本月八日上田司法屬

を隨へ出張せられたり、而して氏の出張は典獄協議會(列席後新潟縣監獄署及各支署并長野縣監獄支署を巡視せらるる)等なりと云ふ今回の聯合府縣は警視廳東京集治監、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、山梨縣及静岡縣等に於て會議は、本月十日より開催せられたりと、會議の協議事項は次號に掲載し讀者に報道せん
 小河監獄事務官 は曩き富山司法屬を從へ大坂府外五縣へ出張中の處豫定の巡視を終へ本月七日無事歸京せられたり氏の此出張中香川縣の典獄協議會に臨まれたる外廣島縣に於て催したる近縣監獄茶話會に臨席一場の講話を爲し大坂府に於ても同府知事、市長の懇請に依り感化院設置に關する有益なる講話的演說せられたる等、到る所非常の多忙なりし由にして之が爲め歸京は豫定より數日間延引せしなりと云ふ
 眞木監獄事務官 は監獄巡視用務を以て三池集治監外長崎、熊本、福岡、佐賀、山口の五縣出張を命せられ去月廿七日出張先つ長崎縣に到り目下尙ほ巡視中にして氏の歸京は本月下旬なるべしと云ふ、而して氏の隨行は吉田司法屬なり

○支出証明上注意すべき事項

昨年十月府縣監獄費國庫支辨となりたる結果とし

て監獄經費の支出收入手續は總て國庫會計法に據ることとなり、施行の日尙ほ淺きを以て監獄經費の支出證明上不適法の廢却なきにあらざると云ふ、是等は監獄行政全體の上より見るときは一小些事に過ぎずとも雖も會計検査院の検査判決を経るに當り推問を受くる等煩累多きを以て此程司法省會計課(即ち下検査官)に於て注意を要する事項に付頃日新潟縣に開催したる典獄協議會の節當局者に指示したる事項なりと云ふを聞くに全國當局の參考に資すべきものあるを信し左に之を轉載しぬ讀者之を諒せよ 協會雜誌記者白す

○支出証明上注意事項

- 一、計算書表紙には發送の年月日證書の冊數記載を要す又た經常部臨時部各別冊とする向われとも合併して一冊と爲すを要す
- 二、仕拂命令發行濟額の欄本月戻入額の區の金員を朱書する向われとも右書するを要す
- 三、支出の當月に於て科目更正を爲したるときは計算書附憑書其正當科目を以て整理すべきものに付此場合に於ては科目更正の記載を要せず
- 四、欄前月迄命令額の區に於て差引を爲し備考に其旨を記載するを要す

- 五、科目更正定額戻入歳入へ納付内譯の事由非にして要領を得ざるもの多し(假令は科目違ひ由り云々)職の調査上不便不勘を以て其更正戻入返納の金額及事實の當否を調査し得るに足るべき事由の要領記載を要す又右内譯の脱略せざる様注意を要す
- 六、計算書中二面に涉る場合に追次締高を爲す向われとも大締高は之を要せず
- 七、委任資格證明書恒例に屬する上申書類を支出附憑書中に編入の向われとも右書類各廳に保存し附憑書に編入なきを要す
- 八、定額戻入の場合に於て金庫の戻入濟通知書提出の向われとも不要なり
- 九、契約書は往々膠本を以て代用の向われとも右は必ず正本を要す
- 十、競争契約の場合に於て提出する入札書は一冊札より五番札まで提出を要するものに付若し入札者僅少の爲め五番札まで提出し能はざるときは必ず其事由の明記を要す
- 十一、五百圓以上の工事請自物件購買の場合には其當初の決議書を要す往々落札后契約締結の際の決議書編入の向われとも此の決議書を要せざるものとす

十一、各所新營修繕の證書には其工費の内譯をのみ掲載し如何なる場合の新營修繕費用なるや判明ならざるもの往々有之に付必ず何處新營費又は修繕なることを明記を要す

十二、在監人をして需用品を製作又は修繕を爲さしめ其賃金を需用品相當科目より支出すべき場合に於て其請求書類に人員、工錢の内譯のみを記し品目數量の判明ならざるもの往々有之に付必ず何品何箇を新調又は修繕せし代金なることを明記するを要す

十三、監獄作業に由る製品を需用品として購買したる代價の明細書には其製品なることの明記を要す

十四、傭工錢として傭人料より支出する炊夫看護夫等の工錢内譯に受取人の區を設け收入官吏の氏名記載する向あれとも右記載は之を要せず但未尾に主任官の署名捺印を爲すは勿論なり

十五、物品修繕印刷用紙を交付して單に印刷官報新聞紙曆職員録の仕拂證書に物品出納簿登記年月日の記載の向あれとも右は之を要せず

(註)本項別記の物品に限り物品の扱を爲さず經て物品出納簿に登記を要せざる意味なり云々

十六、使用の目的に依り支出科目の異なるものは假令は木石炭の種類用なれば總費の項請品品に屬し工業用なれば在監人費の項就役費に屬するが如し其證書

納付又は差引計算等を要するものあるときは當該證書に其旨付箋を爲し證明を要す

但其正誤を施すべき月豫を知り得るときは其月名明記を要す

二十一の丙、米麥等を購買するに當り五百圓以上の場合に於て其納期を數回に分ち契約せしもの右は會計規則第六十八條に依り其代價の五分の四を超ゆへからざるものにして且此場合に於ては同則第六十七條第二項の検査調書の提出を要すへきに付注意を要す

支出科目

二十二、不動文字を印刷したる用紙を購買したるときは其の代金は筆紙墨文具より支出すべきも用紙を交付して單に印刷のみを爲さしめたるるときは其印刷代は亦同し圖書及印刷費より支出するを要す

二十三、醫務教務に従事する雇員醫務助手藥劑生等の俸給を監獄醫以下俸給より支出の向あれとも醫務たるに勤務するを問はず其他一般官吏の爲すへき事務に従事する雇員の俸給は總て雇員給より支出するを要す

二十四、臨時雇員の俸給を傭人料より支出する向あれとも右は雇員給より支出するものとす而し

書に必ず使用の目的記載を要す

十七、歸職後旅費の仕拂を爲すへき場合には旅行日記と領收證書又は請求書と各別に調製の向あれとも右は處務規程第三十三號書式の八備考第二に依り整理を要す

十八、項別支出證書は金庫領收證書一葉毎に各目的の内譯書を添へ之に應當する證書を編綴の向あれとも右内譯書は之を要せず而して其證書は左の通編纂あり度

一科目(項)に金庫領收證書二葉以上あるときは之を取纏り之に應當する請求書明細書類を添附す

二右請求書明細書類は同一科目(目)を取纏り科目の順序に依る 其次に圖書及印刷費筆墨文具等順次編綴す

十九、前項の證書に押捺すへき科目印は可成見易き場所に未肉を以て押捺すへし但款項又は節の印押捺の向あれとも之を要せず

二十、支出證書中本支署の仕拂區分判明ならざる請求書明細書類領收證書は之を要せず 白に本支署名稱の印を捺捺すを要す

二十一の甲、證書に付すへき番號(程第百條)脱漏の向往々有之に付注意を要す

二十一の乙、後月に於て科目更正定額戻入歳入へ

て傭人料より支出するものは給仕小使の事務に従事する傭人又は人足職工其他傭工錢の類なりとす

二十五、在監人食料炊事用の薪炭代と食料費より在監人被服洗濯濯用の薪炭代を被服費より製藥洗藥用の薪炭代を療養費より支出の向あれとも是等に要する薪炭は一括して其代價は雜費(在監人より支出し各所要に隨ひ之を使用する可とす)

二十六、電話電鈴に要する藥品、隨圓瓶、長平瓶、コッハー、フレードの類を廳費中備品費又は消耗品より支出の向あれとも、右は通信運搬費より支出するものとす

電話電鈴の保守及掃除の費用(保全の爲め特に見も亦通信運搬費に屬す) 廻る人夫賃とも

二十七、廳内各室間に於ける電話電鈴の新設及修繕費は備品費より支出するものとす

二十八、廳外の各所間に渉る電話電鈴の新設は新營費其修繕は修繕費より支出するものとす

但電話交換規則に依る電話使用料加入登記料の類は總て通信運搬費より支出するものとす

(註)本項廳外とは即ち一廳外に渉る場合にして監獄廳外と云ふ意味なりとす

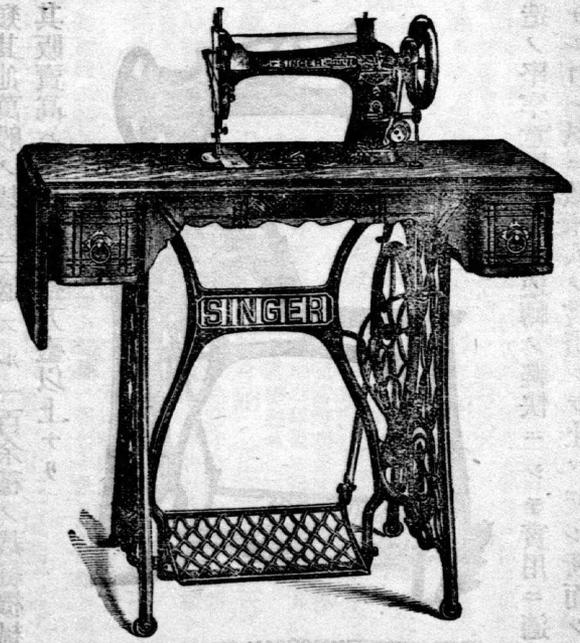
雜件

二十九、米と麥とを分割し隨意契約を以て購買する向あれとも米と麥とは等しく穀物にして使用

横濱山下町五十六番B號

シンガー製造會社日本支店

シ 裁
縫 機
一 械



シンガー
商標ニ御
注意アリ
テ安價ナ
ル摸造品
ノ爲ニ欺
カレ給フ
勿レ

東京代理店 京橋區銀座二丁目十四番地 東京貿易株式會社

司法省監獄局御編纂

○監獄法令類纂

- 菊版紙數凡一千四百頁
- 用紙舶來背皮金字入
- 豫約實費一部金二圓五拾錢以下遞送料實費

右印刷方下名へ被申付候處豫約外數拾部増刷方御許可相受ケ
候間此分ニ限り三ヶ月賦數部一纏メ御申込ノ節ハ四五ヶ月賦
ヲ以御需要ニ應シ可申有志諸君ハ官署ヨリ御申込被下度此際
會員諸君ニ謹告ス

監獄協會出版部

磯村政富

警察監獄教科書第三版豫約出版廣告

製本完成

司法大臣 清浦奎 吾君題字
 監獄協會 久保田貫一君序文
 司監獄局長 田中貴道君序文
 內務省警務局長 有松英義君序文
 內務省警務局長 內務書記官 內務屬中島晋 治君著述
 監獄事務官 小河滋次郎君序文

憲法 行政法 刑法 警察法
 刑訴法 裁判所構成法 警察法
 監獄法 會計法 算術

警察監獄教科書 全

○菊版五百五十餘頁○用紙舶來印刷鮮明○惣クロリス金字入美裝○定價一部金壹圓郵稅金拾四錢○豫約實價金九拾錢(全國無遞送料)但臺灣ニ限リ小包増料、書留料、特別荷作費トシテ一册金拾錢増申受ク可シ○豫約期限本年八月三十日限申込順ヲ以テ送本ス但期限後ハ定價ニ復ス○一官署内五部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦同十部以上ハ三ヶ月廿部以上ハ四ヶ月賦ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非ザレバ一切送本セズ○代金ハ若本即日郵便爲替ヲ以テ磯村政富宛四谷郵便支局へ振込ヲ乞フ郵券代用ハ一割増ノ事

本書ハ本年五月三十日ヲ以初版ヲ刊行セシニ各府縣看守巡查教習用及看守巡

査部長撰擇試驗用若クハ監獄書記看守長警部消防士考查試驗用トシテ採用セラレタルノミナラス看守巡查執務參考書トシテ廣ク御採用相願初版再版月餘ニシテ賣盡シ今ヤ第三版製本完成ニ付更ニ豫約法ヲ以御需要ニ應セント欲ス御當局者有志諸君續々御購讀ノ榮ヲ賜ハンコトナ

警察官練習要書第四版豫約出版廣告

製本完成

法學士 太田政弘 兩君共著
 法學士 加藤正雄

憲法 講義 裁判所構成法講義
 行政法 講義 國際私法講義
 刑法 講義 國際私法講義
 刑訴法 講義 民法 講義
 警察學 講義 並警察實務要領
 統計學 講義 附錄英語自習法

警察官練習要書 全

○菊版物紙數凡千頁○用紙上質印刷鮮明○色クロリス金字入美裝○定價一部金壹圓卅五錢
 ○豫約實價金壹圓○全國無遞送料 但臺灣ニ限リ小包増料、書留料、荷作費トシテ一部金參拾五錢増申受クヘシ

○豫約期限本年八月三十日限但期限後ハ定價ニ復ス○一官署内五部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦十部以上ハ三ヶ月廿部以上ハ四ヶ月賦ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非ザレバ一切送本セズ○各府縣(臺灣ヲ除ク)新任看守巡查用トシテ教習所ヨリ御申込ノ分ニ限リ五部以下ト

雖トモニク月賦御送込ヲ諾ス但他署へ御赴任ノ際ハ殘額御仕拂ヲ乞フ○送金ハ郵便爲換ヲ以鐵村政
官宛四谷支局へ振込ヲ乞フ但郵便切手代用ハ一割増御送付ヲ乞フ

本書ノ目的ハ警察ニ在リト雖該講義十一科目ノ内警察一科目ヲ除キテハ司獄
官講究ノ學科ニシテ司獄官實務應用ノ參考書トシテ最モ適當ナルヲ信ス然ル
ニ本書初版以來已ニ八千五百部ヲ賣盡シ今ヤ第四版ヲ刊行スルノ盛況
ニ際シ本院ノ獨特ナル長期月賦ヲ以更ニ監獄界ノ御需要ニ應セント欲ス若夫
レ本書ヲ補フニ小河岳洋先生近著獄務要書ヲ左右ニ備ヘ研究セラ
ル、コヲ得ハ恐クハ遺憾ナカラン乎希クハ新刊教科書ト共ニ愛讀ノ榮ヲ賜ハ
シコトナ

發行所

東京書院

東京市四谷區愛住町二番地
(電話番町百八十番)

同市神田區南神保町十番地
(電話本局四百四十一番)

東京書院神田支店

雜報追加

○警察監獄學校生徒の死去
警監學校監獄科第二種生岩手縣看守部長山内少郎氏(三十年)
は兼て入學中只管勤學に餘念なかりし所脚氣病に罹り其意の如くならざ本人は之を遺憾に思ひ一たび
歸縣治療を加へむかとも思ひ居れど既に夏期休業の期も迫り居れば其際に歸國せんとて本月十日試驗
中病を押して登校受験を了したりしに急に心地悪し、とて車を僦て歸宿し醫師の診察を受け危篤の報
院せんとて準備中俄然心臓破裂の爲め死去せり殊に目下北條知事福島典獄上京中なるを以て危篤の報
に接するや醫療及身上の件に關し種々盡力せらるゝ所あり同氏は直に同縣看守長九級俸に榮進せり遺
骨は親戚の者引取り故郷岩手へ送られたり右に付き學校同窓者は即日香奠を贈り切に哀悼の意を表せ
られたり聞く所に依れば氏は同縣巡査奉職中警監學校入學志願なりしも容易に目的を達せざるを以て
遂に其職を辭し看守部長を拜命し遂に入學の目的を達し喜悅一方ならず爾來専ら勤學し將來有望の人
なりしと謂ふ惜むべきことなる

會告

本會々費等御送付ノ節ハ凡テ郵便爲替ヲ以テ兼テ
廣告致シ置候通り東京集治監官舎本會委員若山茂
雄宛ニテ千住郵便局へ御振込相成度他ノ方法ニヨ
リ御送金ノ義ハ堅ク及御斷候也

明治三十四年七月

監獄協會

本年七八兩月東京茶話會ハ例年ノ通り休會仕候此段會員諸君ニ報告ス

監獄協會委員長

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 7. July, 1901.

VOL. XIV.



CONTENTS.

Editorial:—

Mistakes to Our Association.....

Leading Articles:—

The Aid of Discharged Prisoners.....Dr. CRUSEN.

Report to the Sixth International Prison Congress from Japan

Delegate. II.

Miscellaneous:—

Dr. Despine's Psychological View Regards to the Criminality. I.

.....BETSUTENSEI.

Speech of Minister of Justice

Prison Design and its Account.....

Sunday's Labour and its Economical Income.....

Statistics:—

View to the 1st Annual Report of Prison Statistics

.....FUYOUSEI.

Statistics to the Number and Crime of Prisoners on 31th

day, May, 1901

Current Events.

Communications.

Book Reviews:—

"Katei-gakkō" (Family School Managed by K. Tomeoka).....

"Text-Book of Police and Prison"

Contributions.

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年七月二十日

發行人兼編輯人
印刷所
東京市麴町區永樂町一丁目三番地
東京市麴町區內幸町一丁目五番地

惠監磯磯
獄村村
愛協免政
堂會貞富